

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部

山形市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）は、災害対策基本法第23条に基づいて設置するものとする。

第1 本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

構成	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、保健所長（本部長付）、消防団長（本部長付）
	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、保健医療監、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）

第2 本部の設置及び閉鎖

1 設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、本部を設置するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度5弱以上の地震を観測した場合
風水害	ア 市の地域に大規模な自然災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合
	イ 市の地域に避難指示等の発令が見込まれる場合
火山現象	噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表された場合
火災・その他	市の地域に大火災、又は重大な人為的災害が発生した場合 市長が特に応急対策の措置を講ずる必要があると判断した場合

2 閉鎖基準

本部は、災害による危険が解消したと認められるとき、又は応急対策活動が完了したと認められるときは、本部員会議に諮って閉鎖するものとする。

[令5改]

なお、本部閉鎖に際しては、今後の応急復旧方法、処理業務等について必要な事項を定めるものとする。

3 本部の位置

本部は市役所内に置く。

ただし、市役所が災害による影響で使用不可能の場合は、次の順序で本部の位置を変更するものとする。

- (1) 山形国際交流プラザ
- (2) 山形市総合福祉センター

4 本部設置及び閉鎖の通知

市長は、本部を設置したとき、又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって防災会議の構成機関等へ通知し、あわせて市民へ公表するものとする。

5 市長不在時における本部の設置

市長不在時における本部の設置は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」によるものとする。

第3 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、本部に本部員会議を置く。

1 協議事項

本部員会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害情報及び被害状況の分析に関すること。
- (2) 応急対策活動の方針に関すること。
- (3) 自衛隊派遣要請に関すること。
- (4) 災害対策費の支出に関すること。
- (5) 災害救助法の適用に関すること。
- (6) 本部の閉鎖に関すること。
- (7) その他災害対策の重要事項に関すること。

2 構成

本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成する。

3 事務局

本部員会議の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第4 本部連絡員

本部に本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部員会議が開催された場合、その近辺に待機し、上司である本部員の指示を所属部課等の職員に伝達するとともに、所属部課等からの情報を上司である本部員へ伝達するものとする。

本部連絡員は、必要に応じて本部員会議での発言が認められる。

[平23改]

構成	
本部連絡員	本部連絡員は、各部等の主管課等の長とする。 ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を本部連絡員とすることができる。

第5 部課等の組織及び分掌事務

本部設置時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第6 外部関係機関の派遣要請

市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関（以下「各機関」という。）に対して連絡調整員の本部への派遣を要請する。

1 派遣の要請

- (1) 対象は、国道管理、県道管理、電力供給、都市ガス供給、電話（携帯電話を含む。）のうち、市の区域内に事務所を置く機関とする。
- (2) 各機関は、市長からの要請に応じて連絡調整員を本部へ派遣する。ただし、各機関の事情により派遣が困難な場合は、この限りでない。
- (3) 各機関は、その事情により市長の要請がなくとも連絡調整員を本部へ派遣することができる。

2 連絡調整員の業務

- (1) 派遣元機関の有する情報及び派遣元機関からの依頼事項を本部に伝達する。
- (2) 本部又は派遣元機関を除く各機関の有する情報及び本部又は派遣元機関を除く各機関からの依頼事項を派遣元機関に伝達する。

3 連絡調整員の処遇等

その他連絡調整員の派遣に関し必要な事項は、各機関と協議のうえ別に定める。

第7 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うも

[平30改]

のとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくとともに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第 1 - 1 節 災害対策連絡会議

災害対策本部設置以前の段階における市の意思決定機関として、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害対策連絡会議（以下、この節において「連絡会議」という。）を設置する。

第 1 連絡会議の組織

連絡会議の組織は次のとおりとする。

構成	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員

第 2 連絡会議の設置及び閉鎖

1 設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

市長は、次の場合に連絡会議を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合
- (3) 災害対策本部を設置した場合

[令 5 改]

3 連絡会議の設置場所

連絡会議は、市庁舎庁議室に置く。

4 連絡会議の設置及び閉鎖の連絡

市長は、連絡会議を設置又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって、防災会議の構成機関等へ連絡し、あわせて市民へ公表するものとする。

5 市長不在時における連絡会議の設置

市長不在時における本部の設置は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」によるものとする。

第3 連絡会議

1 協議事項

連絡会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害情報及び被害情報の収集と分析
- (2) 警戒2号体制の配備
- (3) 警戒2号体制で配備する職員（対象職員の全部配備又は一部配備。一部配備の場合、その範囲。）
- (4) 応急対策活動の決定と実施
- (5) 災害対策本部への移行準備
- (6) 防災支部の開設（震度4以上の地震を観測した場合を除く。）及び閉鎖
- (7) 市避難所の開設（震度4以上の地震を観測した場合を除く。）及び閉鎖
- (8) 職員の配備や役割の決定
- (9) その他

2 事務局

連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

第4 連絡会議連絡員

連絡会議に連絡員を置く。連絡会議連絡員は、連絡会議が開催された場合、庁議室の近辺に待機し、上司である本部員の指示を所属部課等の職員に伝達するとともに、所属部課等からの情報を上司である本部員へ伝達するものとする。

連絡会議連絡員は、必要に応じて連絡会議での発言が認められる。

構成	
連絡会議連絡員	連絡会議連絡員は、各部等の主管課等の長とする。 ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を連絡会議連絡員とすることができる。

第5 部課等の組織及び分掌事務

連絡会議設置時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

第6 副市長及び関係部長等による4者協議

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、警戒時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の連絡会議への移行準備の円滑化を図るため、副市長及び特に警戒体制の中核を担う関係部等の長により情報収集と警戒対策について協議を行う。

1 4者協議の組織

4者協議の組織は次のとおりとする。

構成	
4者協議	副市長
	総務部長、都市整備部長、消防長

2 4者協議の実施

(1) 実施基準

副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、4者協議を実施するものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。

(2) 4者協議を実施するにあたり、副市長が不在の場合は、次の者が代わって実施する。

ア 総務部長

イ 都市整備部長

3 4者協議

(1) 協議事項

4者協議は、次の事項を協議する。

ア 災害情報及び被害情報の収集と分析

イ 応急対策活動の準備

ウ 災害対策連絡会議への移行準備

エ 防災支部の開設準備

オ 市避難所の開設準備

カ 警戒2号体制の配備準備

キ その他

[令5改]

(2) 事務局

4者協議の事務を処理するため、事務局を置く。構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

4 4者協議連絡員

4者協議に連絡員を置く。4者協議連絡員は、4者協議が実施された場合、その近辺に待機し、上司である部長等の指示を所属部課の職員に伝達するとともに、所属部課からの情報を上司である部長等へ伝達するものとする。

4者協議連絡員は、必要に応じて4者協議での発言が認められる。

構成	
4者協議連絡員	4者協議連絡員は、各部等主管課の長とする。 ただし、場合により、部長等が予め指名した職員若干名を4者協議連絡員とすることができる。

5 部課等の組織及び分掌事務

4者協議実施時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

第7 外部関係機関の派遣要請

災害対策本部の開設前に、市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関へ連絡調整員の連絡会議への派遣を要請する。この場合、前節第6の規定を準用する。

第2節 防災支部

本節は、災害時において各地区に防災支部を開設し運営するための計画である。

各地区における災害応急対策を強化するとともに、災害警戒時の地区における詳細な状況を把握し早期の対策を行うため、各地区に防災支部を開設する。

防災支部を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

これにより、地区内における応急対策等の迅速化と的確化を図るとともに、全市的な応急対策等の円滑化を図る。

第1 防災支部の開設及び閉鎖

1 開設基準

次の場合に防災支部を開設するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度4以上の地震を観測した場合 (災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の防災支部を開設する。)
風水害	災害対策本部又は災害対策連絡会議において、気象状況や河川水位状況などを総合的に判断し、防災支部の全部または一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

次の場合に防災支部を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合

第2 開設場所

次の場所へ防災支部を開設する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、管轄する地区内の他の施設で防災支部の開設が可能なものに開設する。

- (1) 防災支部を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第49条の4第1項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 防災支部を開設する施設が被災し、又は被災するおそれがある場合

地区	箇所数	開設場所
第1～10地区	7所	やまがたクリエイティブシティセンターQ1（第1、4地区）
		東部公民館（第5、8地区）
		南部公民館（第6地区）
		西部公民館（第2地区）
		北部公民館（第3、9地区）
		霞城公民館（第10地区）
江南公民館（第7地区）		
コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター
合計	27所	

第3 役割

- (1) 管轄区域内における応急対策の総合調整
- (2) 管轄区域内の関係団体（町内会・自治会、自主防災組織、消防団等）との連絡調整
- (3) 災害対策本部又は災害対策連絡会議との連絡調整
- (4) 管轄区域内の応急対策に必要な人的物的支援の災害対策本部への要請
- (5) 管轄区域内の避難所や避難場所への人的物的支援と調整
- (6) 管轄区域内の被害情報の地区住民からの収集
- (7) 同一建物内における市避難所の開設と運営

第4 市職員の配備

防災支部を開設する場合、市は指名職員を防災支部へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合には、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、防災支部を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部又は災害対策連絡会議で調整を行う。

1 配備する指名職員

区分	配備する指名職員
やまがたクリエイティブシティセンターQ1	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
各公民館（中央、元木公民館を除く。）	各公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
各コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員

2 構成

区分	任務
支部長	管轄区域内における災害対応の総合調整 防災支部運営及び管轄区域内の市避難所運営の総括 防災支部運営委員会の運営
支部員	災害対策本部等との連絡調整 関係団体との連絡調整

3 配備の時期

防災支部の開設時とする。

[令5改]

4 配備の伝達体制及び伝達方法（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
伝達体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">本部長（市長）</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">総務部長</div> ↓ 防災対策課長 → 防災支部指名職員 </div>	
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、 庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、 電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第5 防災支部の運営

防災支部は、指名職員が主体となり、町内会・自治会、自主防災組織、施設管理受託団体及び消防団など関係団体の協力を得ながら運営を行うことにより、地区内の応急対策等について迅速で的確な総合調整を行う。

そのため、平常時から防災支部運営委員会を設置し、運営の円滑化と効率化を図る。

1 防災支部運営委員会の構成

- (1) 指名職員
- (2) 地区内の町内会・自治会の代表（若干名）
- (3) 地区内に避難を予定している自主防災組織の代表（若干名）
- (4) 公民館長又はコミュニティセンター所長など
- (5) 消防団分団長等（コミュニティセンター管轄地区に限る。）
- (6) 当該地区の女性防火クラブ会長

2 防災支部運営委員会の主な役割

- (1) 関係団体間の連絡調整及び防災訓練
- (2) 地区内における災害応急対策
- (3) 防災支部運営に係る情報交換

第6 分掌事務

防災支部の分掌事務は、「防災支部運営マニュアル」の定めるところによる。

第7 現地災害対策本部への格上げ

局地的な人身被害や住家被害が発生又は発生のおそれがある場合、防災支部の機能を強化し現地災害対策本部に格上げする。現地本部は、防災支部又は災害現地に設置する。

1 体制

本部長が、本部員又はその他の職員から指名する、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長各1名、現地災害対策本部員を若干名で組織する。

2 任務

現地災害対策本部長は、災害現地の被害情報を本部長に報告するとともに、本部長の指令

[平26改]

により応急対策を実施する。ただし、急を要する対策については、現地災害対策本部長が適切な措置を講ずるものとする。また、有効な応急対策を実施するために、現地災害対策本部に防災会議の構成機関等からの職員の派遣を要請するものとする。

第 2 - 1 節 市避難所

本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。

災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、市は、震度 4 以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。

市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

第 1 市避難所の開設及び閉鎖

1 開設基準

次の場合に市避難所を開設するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合 (災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の市避難所を開設する。)
風水害	災害対策連絡会議又は災害対策本部において、気象状況や自主避難者の状況を総合的に判断し市避難所の全部又は一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

次の場合に市避難所を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合

第 2 開設場所

ただし、市避難所を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第 4 9 条の 4 第 1 項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該施設に市避難所を開設しない。

また、市避難所を開設する必要がある施設で、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合には、当該施設に市避難所を原則開設しない。

開設場所	箇所数
公民館（中央公民館を除く。）	7所
コミュニティセンター	20所
市立小中学校	49所
市立商業高等学校	1所
県立高等学校（山形東、山形西、山形南、山形北、山形中央、山形工業）	6所
山形大学（大学、附属中学校、附属小学校）	3所
市体育館（南部、福祉、蔵王、江南）	4所
元双葉小学校	1所
山形刑務所（鍛錬場）	1所
東北文教大学体育館（風水害及び火山現象の自然災害時のみ）	1所
べにっこひろば（風水害の自然災害時のみ）	1所
合計	94所

第3 役割

住居が被害を受け、居住の場を失った市民や通常の生活が困難になった市民などに対して住生活の場を提供するため市避難所への被災者の受入れを実施する。

- (1) 市避難所の開設と運営
- (2) 各団体（自主防災組織、町内会・自治会等）との連絡調整
- (3) 施設管理者との連絡調整
- (4) 防災支部との連絡調整
- (5) 防災支部への人的物的支援の要請

第4 受入対象者

市避難所へ受け入れる者は次のとおりとする。

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (3) 避難指示等が発令された場合等により緊急避難の必要がある者

第5 市職員の配備

次のとおり指名職員を市避難所へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合には、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、市避難所を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部または災害対策連絡会議で調整を行う。

1 配備する指名職員

区分	配備する指名職員
公民館（中央公民館を除く）	各公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員
小中学校、県立高等学校、山形大学	原則、当該施設のある地区に居住する職員
市立商業高等学校	市立商業高等学校事務局職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
市体育館	原則、当該施設のある地区に居住する職員
元双葉小学校	原則、当該施設のある地区に居住する職員
山形刑務所（鍛錬場）	原則、当該施設のある地区に居住する職員
東北文教大学体育館	風水害及び火山現象の自然災害時のみ南山形小学校の指名職員
べにっこひろば	風水害の自然災害時のみ大郷コミセンの指名職員

2 構成

区分	任務
所長	市避難所運営の総合調整 避難所運営委員会の運営
所員	防災支部等との連絡調整 各団体との連絡調整

3 配備の時期

市避難所の開設時とする。

4 配備の伝達体制及び伝達方法（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
連絡体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市長（本部長）</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">総務部長</div> ↓ 防災対策課長 → 市避難所指名職員 </div>	
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、 庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、 電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第6 市避難所の運営

第2章第7節に基づき設置する市避難所運営委員会の構成及び主な役割は、次のとおりとする。

1 避難所運営委員会の構成

(1) 指名職員

- (2) 当該施設に避難を予定している自主防災組織（自主防災組織が組織されていない場合は町内会・自治会）の各代表等（女性防火クラブがある地区にあつては、当該クラブ会員を人選の候補者に含める。）

[令3改]

(3) 施設管理者（学校長など）又は施設管理受託団体の実務責任者（コミュニティセンター事務局長など）

2 避難所運営委員会の主な役割

- (1) 関係団体間の連絡調整
- (2) 避難所運営に係る取り決めに関すること
- (3) 避難所運営に係る情報交換

第7 分掌事務

市避難所の分掌事務は、「市避難所運営マニュアル」の定めるところによる。

第8 市避難所を兼ねる一時避難場所の取扱い

市避難所を兼ねる一時避難場所については、市避難所の指名職員が、市避難所の開設基準に合わせて開設し、その管理にあたるものとする。

第3節 職員警戒配備、動員

本節は、本市における災害時等の市職員による警戒配備体制及び動員体制を迅速かつ確実に実施するための計画である。

第1 警戒配備体制

災害対策本部が設置される以前における職員警戒配備体制は次のとおりとする。

1 警戒1号配備体制

警戒1号配備体制とは、災害が見込まれるため、注意深く状況を観察する段階の体制とする。

(1) 配備の時期

次の場合に警戒1号配備を敷くものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨、暴風、洪水等の気象警報（大雪警報を除く。）のうち1つの警報が発表されたとき、自動的に配備する。 ② 上記以外で総務部長が必要であると判断したとき。
火災・その他	総務部長が必要であると判断した場合

(2) 配備の解除

次の場合に警戒1号配備を解除するものとする。

- ア 災害の発生の危険がなくなったと総務部長が判断した場合
- イ 警戒2号配備体制又は動員1号・2号体制に切り替えた場合

(3) 配備対象課、分掌事務及び配備人数

警戒1号配備体制時の配備対象課及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

各課において警戒1号配備体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備については各課長が決定する。

2 警戒2号配備体制

警戒2号配備体制とは、速やかに災害対策本部を設置できるよう準備を整える段階の体制とする。（一部応急対策を含む。）

(1) 配備の時期

次の場合に警戒2号配備を敷くものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度4以上の地震を観測した場合、自動的に配備する。
風水害	災害対策連絡会議の協議を受けて本部長が判断した場合
火災・その他	

(2) 配備の解除

次の場合に警戒 2 号配備を解除するものとする。

ア 災害の発生の危険がなくなると市長が判断した場合

イ 警戒 1 号配備体制又は動員 1 号・2 号体制に切り替えた場合

(3) 配備対象課、分掌事務及び配備人数

警戒 2 号配備体制時の配備対象課及び分掌事務、並びに指名職員の配備は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

各課において警戒 2 号配備体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備については災害対策連絡会議で決定する。

第 2 動員体制

災害対策本部が設置された場合における職員の動員体制は、次のとおりとする。

1 動員 1 号体制

動員 1 号体制は、災害対策本部設置のもと応急対策を講ずる体制である。

(1) 動員の時期

次の場合に動員 1 号体制を敷くものとする。

区分	状況
風水害	本部長が、災害応急対策活動のために職員の動員体制が必要であると判断した場合
火災・その他	

(2) 動員の解除

次の場合に動員 1 号を解除するものとする。

ア 本部が閉鎖された場合

イ 警戒 1 号・2 号配備体制又は動員 2 号体制に切り替えた場合

(3) 動員範囲

全課の約半数の職員（消防本部、上下水道部、市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

各課において動員 1 号体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備について災害対策本部で決定する。

(5) 分掌事務

動員 1 号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

2 動員 2 号体制

動員 2 号体制は、動員 1 号体制では不十分であるため、さらに職員を増員し応急対策を講ずる体制である。

(1) 動員の時期

次の場合に動員 2 号体制を敷くものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度5弱以上の地震を観測した場合、自動的に配備する。(※)
風水害	本部の協議を受けて本部長が判断した場合
火災・その他	

※ 発災直後の職員の参集場所については、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めによる。

(2) 動員の解除

次の場合に動員2号体制を解除するものとする。

ア 本部が閉鎖された場合

イ 警戒1号・2号配備体制又は動員1号体制に切り替えた場合

(3) 動員範囲

全課の全職員（消防本部、上下水道部、市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

ただし、職員の全配備又は一部配備について災害対策本部で決定する。

(4) 分掌事務

動員2号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第3 連絡体制（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
連絡体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本部長（市長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">総務部長</div> <p>↓</p> 防災対策課長 → 本部員（連絡会議員） ↓ 職員課長 ↓ 各部主管課長 ↓ 各課長 → 各課職員 </div>	防災支部指名職員、市避難所指名職員
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、 庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、 電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第4 出動の方法

職員が出動する際は、徒歩又は自転車、バイク等を利用し、作業服を着用して食料を携帯するように努めるものとする。

[平28改]

第5 動員者の報告

各部の主管課長は、警戒配備体制又は動員体制が敷かれてから1時間以内に、部ごとの動員者について職員課長へ動員者名簿を提出するものとする。ただし、警戒配備体制が敷かれた場合において、配備対象課に各部の主管課が含まれない場合は、部長等から予め指名された課長が動員者名簿を提出することができるものとする。

防災支部長は、所管組織に参集した職員について防災対策課長へ配備状況を報告するものとする。

なお、病気、その他やむを得ない理由により動員に応じられない職員は、その旨を本部長（市長）に届けなければならない。

第6 職員の応援

各課の動員職員に不足が生じたときは、次の指示により職員の相互応援を行うものとする。ただし、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の分掌事務により、あらかじめ応援業務を定める場合を除く。

区分	指示
部内間の相互応援の場合	本部員（各部長）の指示
他の部からの応援の場合	本部長（市長）の指示
大量の職員数動員が必要な場合	平常時の各部等職員での按分を基本とし、災害対策本部又は災害対策連絡会議で決定する。

第7 動員名簿の作成

各課の長は、毎年度、警戒1号・2号配備体制及び動員1号・2号体制が必要となった場合の配備職員に関する名簿（以下「動員名簿という。」）を作成し、各部の主管課長へ提出するものとする。

各部の主管課長は、部内の動員名簿を取りまとめ、毎年防災対策課長が別に定める日までに防災対策課長へ提出するものとする。

なお、防災対策課長は、全体の動員名簿を作成のうえ、関係部署等への情報提供を行う。

第8 消防本部における動員

消防本部の動員体制は、「山形市消防計画」の定めるところによる。

第9 上下水道部における動員

上下水道部の動員体制は、上下水道部が別に定めるところによる。

第10 市立病院済生館における動員

市立病院済生館の動員体制は、市立病院済生館が別に定めるところによる。

第4節 気象情報の発表・伝達

本節は、気象情報の発表及び伝達について定めた計画である。

第1 予報及び警報等の発表

1 特別警報、警報、注意報等の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報

(1) 種類

種 類	概 要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険がせまっているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種 類	概 要
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

[令5改]

(2) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

[令3改]

イ 警報および注意報

山形市	府県予報区	山形県		
	一時細分区域	村山		
	市町村等をまとめた地域	東南村山		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=19.6、村山高瀬川流域=13.5、野呂川流域=6、本沢川流域=13.5、龍山川流域=7.3、貴船川流域=4.6、富神川流域 6.6、藤沢川流域=4.3、松尾川流域 6.8、後明沢川流域=5.6、遅沢川流域=4.3	
		複合基準 (※)	本沢川流域= (7,11)、藤沢川流域 (5,3.7)	
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 40 cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=15.6、村山高瀬川流域=10.8、野呂川流域=4.8、本沢川流域=10.8、龍山川流域=5.8、貴船川流域=3.7、富神川流域=5.2、藤沢川流域 3.5、松尾川流域=5.4、後明沢川流域=4.4、遅沢川流域=3.5	
		複合基準 (※)	馬見ヶ崎川流域=(5,19.9)、村山高瀬川流域=(5,10.8)、野呂川流域=(5,4.8)、須川流域=(5,19)、本沢川流域=(5,8.6)、龍山川流域(5,5.8)、富神川流域=(5,4.2)、藤沢川流域=(5,2.6)、遅沢川流域=(5,3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 25 cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	① 最少湿度 30% 実効湿度 65% ② 降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
なだれ	① 山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上 ② 山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 180 cm 以上 ③ 山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 300 cm 以上 ④ 12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上			

	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の時 ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

[令5改]

警報・注意報基準一覧表の見方

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (5) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域＝▲▲」は、「○○川流域の流域雨量指数▲▲以上」を意味する。
- (8) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (9) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準にのみとらわれれば警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある

程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(12) この基準は令和5年6月8日現在のものである。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

[令5改]

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常を発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

[令5改]

8 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 山形地方気象台が県知事に通報する火災気象通報

(1) 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

随時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、随時の通報を行う。

(2) 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

10 指定河川洪水予報

(1) 種類及び発表基準等

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。最上川上流及び須川下流については国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が、須川上流については山形県（村山総合支庁）と山形地方気象台が共同で、次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	発表基準等
洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当 情報 [洪水]）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当 情報 [洪水]）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当 情報 [洪水]）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル2相当 情報 [洪水]）	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。

[令5改]

(2) 予報地点となる河川の水位観測所

所轄事業所名	河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報水位) [レベル1 水位]	氾濫注意 水位 (警戒水位) [レベル2 水位]	避難判断 水位 [レベル3 水位]	氾濫危険 水位 (危険水位) [レベル4 水位]	備考
山形河川国道事務所	須川 (下流) 馬見ヶ崎川	鮎洗	(m) 13.00	(m) 14.00	(m) 15.90	(m) 16.30	
		糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	参考資料
	最上川 (上流)	小出	11.50	12.00	12.60	12.80	
		長崎	12.80	13.30	15.50	15.80	
山形県	須川 (上流)	石堂	1.10	1.60	1.80	2.10	村山総合支庁
		坂巻	1.50	2.50	2.60	2.80	

[令5改]

11 注意報、警報の発表区域

山形地方気象台は気象等の警報・注意報を、県内各市町村を対象とした区域で発表する。ただし、テレビやラジオなどの放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」等の名称を用いる場合がある。

放送等で用いられる名称			市町村 (気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域))
府県 予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	
山形県	村山	東南村山	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
		北村山	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
		西村山	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
	置賜	東南置賜	米沢市、南陽市、高島町、川西町
		西置賜	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
	庄内	庄内北部	酒田市、遊佐町
		庄内南部	鶴岡市、庄内町、三川町
	最上		新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

第2 予報及び警報等の伝達

1 気象注意報、警報及び特別警報（以下「警報等」という。）の伝達

- (1) 山形地方気象台及び関係機関は、別表5の系統図により警報等を伝達する。
- (2) 市における警報等の受領及び伝達は、次のとおりとする。
 - ア 執務時間内は、市防災担当部課等及び消防本部が受領し、執務時間外は、守衛室及び消防本部が受領する。
 - イ 本庁関係各課には、市防災担当部課等が通知する。
 - ウ 出先機関及び施設には、所管する担当各課が通知する。
- (3) 県防災危機管理課は、山形県防災行政通信ネットワークにより市及び消防本部に通知する。
- (4) 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)は、警報及び特別警報を市に伝達する。
- (5) 市長は、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災警報を発したときは、県防災危機管理課に報告する。

2 指定河川洪水予報の伝達

山形地方気象台、山形河川国道事務所及び関係機関は、別表6の系統図により最上川上流・須川下流指定河川洪水予報を伝達する。

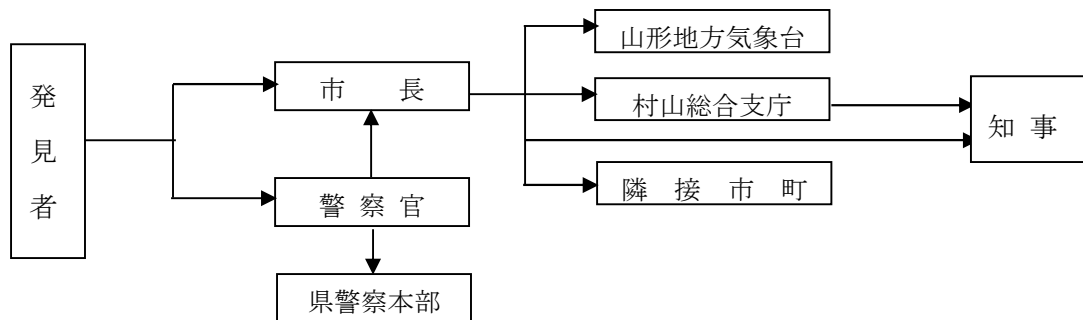
3 水防警報の伝達

水防に関する警報等の伝達については、別編「山形市水防計画」の定めるところによる。

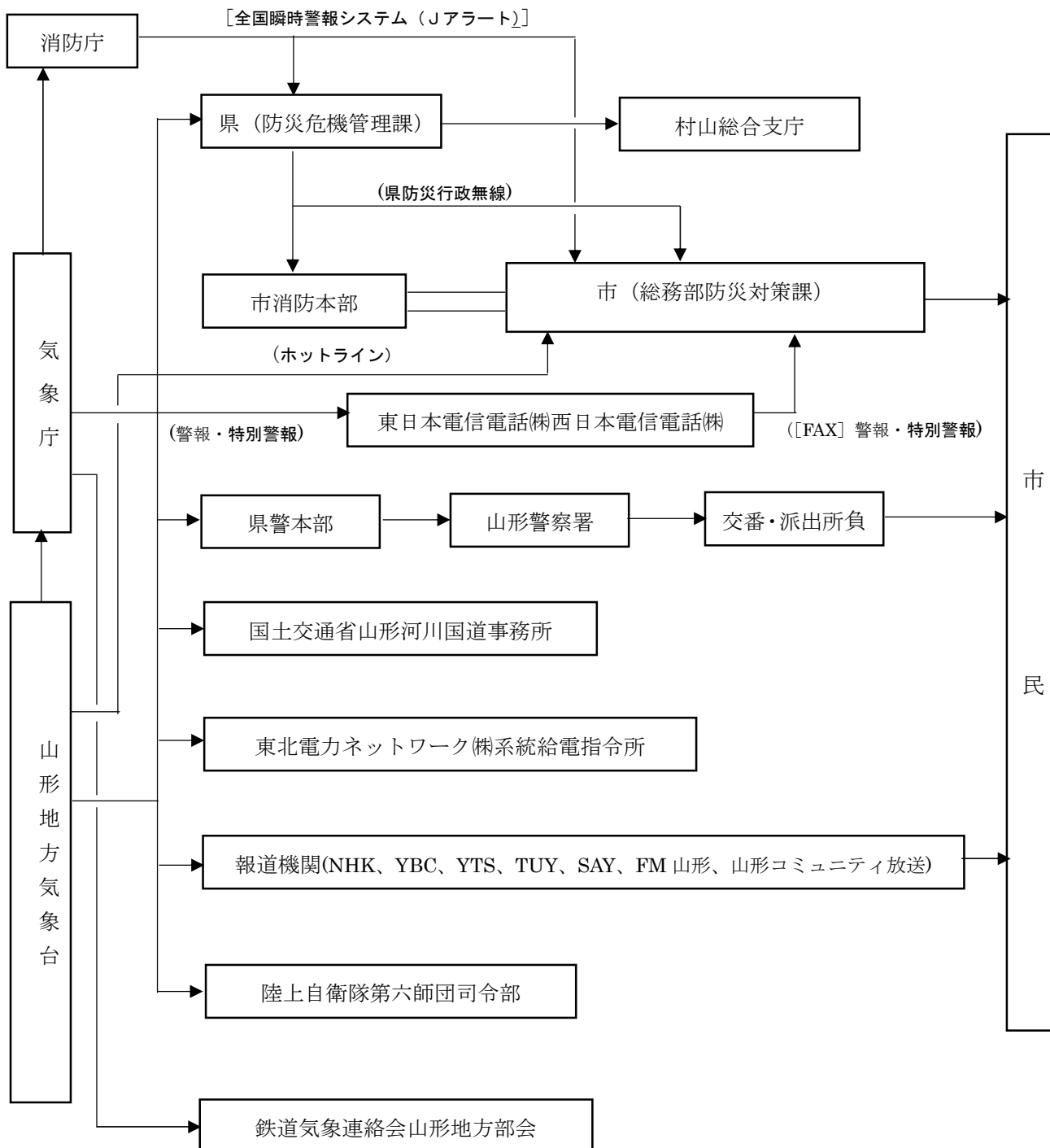
第3 異常現象発見時の通報

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その状況を直ちに市及び消防署又は警察署に通報するものとする。
- 2 市長は、通報を受けた場合は、次の事項について山形地方気象台、並びに県及び隣接市町に連絡するものとする。
 - (1) 気象に関する事項
著しく異常な現象（例えば、竜巻等）
 - (2) 地象に関する事項
 - ア 火山関係
第2章第14節〔火山災害の予防〕に定めるとおりとする。
 - イ 地震関係
頻発地震 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

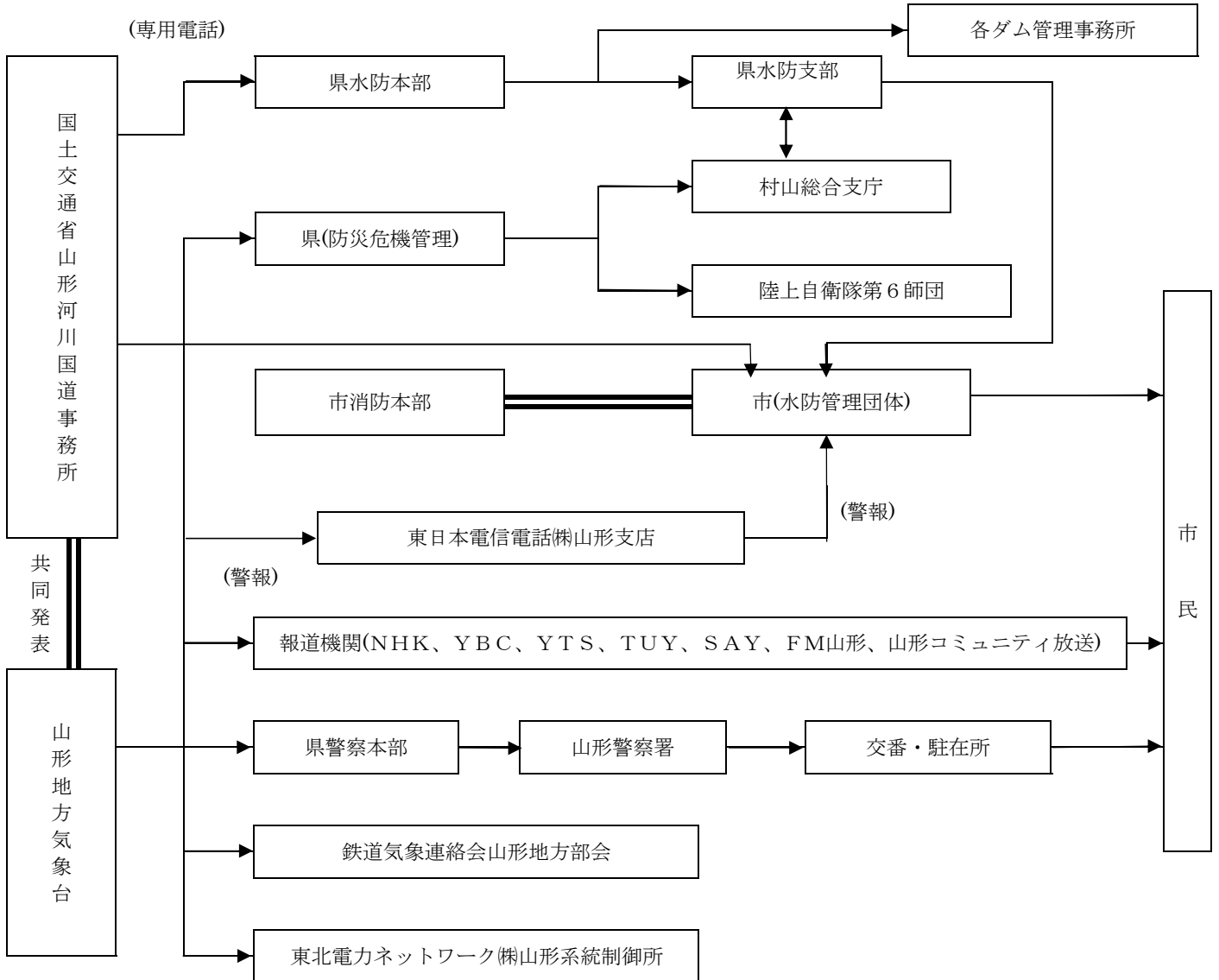
3 異常な現象を発見した場合の通報図



別表5 気象注意報、警報伝達系統図



別表6 最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図

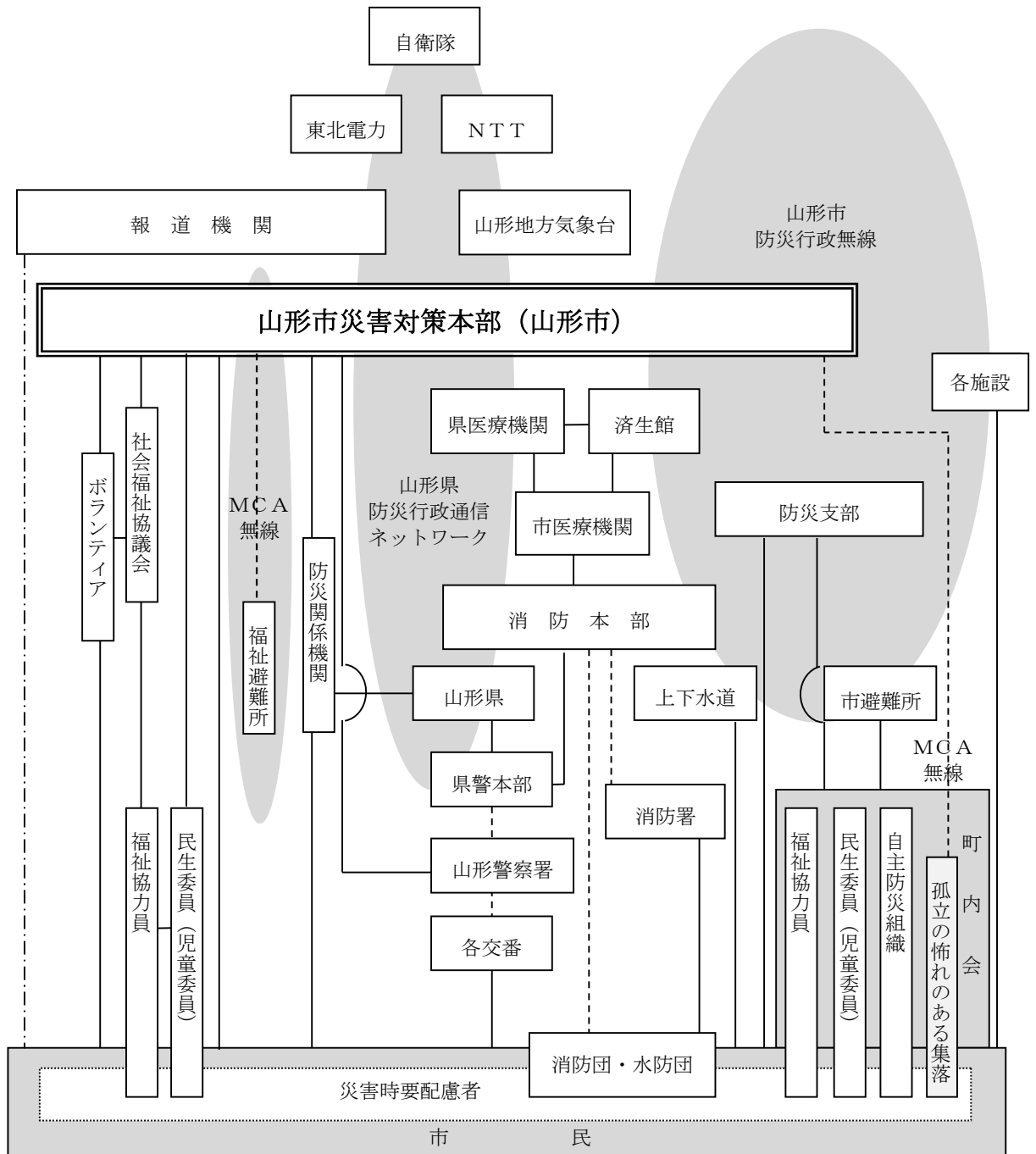


第5節 通信情報

本節は、災害時において情報の収集、伝達を迅速かつ確実にを行い、適切な応急対策を実施するための計画である。

第1 情報の受伝達系統

災害時の情報の受伝達概要は、次のとおりである。



【凡例】 有線・伝令 ———— 無線 - - - - - テレビ・ラジオ

[平29改]

第2 災害情報の収集、伝達

1 災害発生直後の情報収集・報告

各部課等の長は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて山形警察署及び関係機関と緊密な連携を取り、全市的に被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、逐次、本部長に報告するとともに、次の事項に留意し、速やかに県及び関係機関にも報告するものとする。

なお、これらの報告については、原則として山形県防災行政通信ネットワークを使用するものとする。

(1) 具体的報告方法

① 各災害情報ごとに、その収集・報告に係る責任者、調査要領、方法等を定め、速やかな情報収集が行えるよう、事前の整備を行う。

② 災害情報は、総合支庁を経由し報告するものとするが、緊急を要する場合には、県防災危機管理課に直接報告する。

なお、県防災危機管理課との連絡がとれない場合は、直接、消防庁防災課に対して災害情報を報告するものとする。

③ 災害により、火災が同時多発し、或いは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、119番通報の状況等の情報を積極的に収集し、最も迅速な方法により、県に報告する。

(2) 収集内容

被害の情報収集を行う場合は、次の事項を中心に行う。

① 災害の原因

② 災害が発生した時間

③ 災害が発生した場所又は地域

④ 被害の程度

⑤ 災害に対してとられた措置

⑥ 今後の見通し

⑦ その他必要な事項

この場合、市民の生命・身体に関する事項については、できるだけ詳細に、かつ速やかに連絡するものとする。

また、災害が当初の段階であり、被害情報を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を県防災危機管理課に報告する。

2 ヘリ等による災害情報の収集

地震等の大規模災害が発生した場合、道路の損壊、橋の落下、建物の倒壊等により、陸上からの情報収集は、困難を極めることが予想される。

については、ヘリ等による空からの災害情報の収集を行うため、県、県警察本部、自衛隊にヘリ等の情報収集を依頼するものとする。

3 災害報告の種類

(1) 被害報告の種類

被害報告は、人的被害、物的被害、被害状況及び被害金額等を取りまとめて報告するもので、おおむね次の区分により行う。

ア 災害速報 災害の発生に伴い、被害の概況調査に基づいて報告する。

イ 災害中間報告 災害発生後から応急措置終了まで、被害状況の変動に伴い、逐次報告する。

ウ 災害確定報告 応急措置終了後、10日以内に被害状況の確定調査に基づいて報告する。

(2) 災害年報

市長は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものを取りまとめ、災害年報として2月15日までに報告するものとする。

第3 災害時の通信、連絡

1 防災行政無線

(1) 山形市防災行政無線（移動系）、山形県防災行政通信ネットワークの活用

災害に関する予警報の伝達及び災害情報の収集、伝達にあたり、通常使用する通信手段に障害等が発生した場合は、山形市防災行政無線（移動系）、山形県防災行政通信ネットワークを活用して迅速、的確に行うものとする。

(2) 習熟

防災行政無線の取り扱いについては、的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、操作・運用の訓練を実施するものとする。

(3) 優先使用

市が行う情報の伝達、災害対策の指示、その他災害関連情報の伝達等は、防災行政無線の使用を優先し、通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努めなければならない。

2 非常時における通信の確保

(1) 災害時優先電話

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、庁内及び各施設のNTTが指定した災害時優先電話を使用するものとする。

(2) 他の機関の通信設備の使用

災害に関する予警報の伝達、通知、警告、あるいは災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法、その他関係法令の定めるところに基づき、警察無線、自衛隊無線、その他の機関の通信設備を使用することにより通信を確保する。

(3) 通信途絶時における措置

災害時において優先設備が途絶した場合は、アマチュア無線局の協力により通信を確保する。

[平29改]

また、自動車、オートバイ、自転車又は徒歩により伝達を行うものとする。

3 市民に対する緊急情報の伝達手段

「第7節 広報」に定める手段とする。

4 災害時の情報共有

山形市防災行政無線（移動系）、電子メール、グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）、電話、FAX等を活用し、災害現場を含め全庁的に各種情報を共有するものとする。

第4 災害時の情報共有

1 庁内の情報共有

グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）を活用し、全庁的に各種情報を共有するものとする。

- (1) 各部課等は、部内の災害に関する情報を取りまとめ入力する。
- (2) 庁舎内停電等によりグループウェアが機能しない場合は、本部員会議からの伝達による。
- (3) 迅速、的確な運用が行えるよう、操作・運用の訓練を実施する。
- (4) 運用については別に定める。

2 現地との情報共有

- (1) 本節第3「災害時の通信、連絡」の手段による。
- (2) 携帯電話、消防無線等を活用する。

第6節 被害調査

本節は、災害時において被害調査を迅速、確実に行うための計画である。

第1 被害調査の実施

災害時における被害調査は、災害応急対策を行ううえでの基礎資料となるので、市の各部課等はそれぞれの担当業務に応じて迅速、的確に実施する必要がある。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施するものとする。

1 調査の時期

(1) 概況（初動）調査

全市的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、災害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告するものとする。

(2) 中間調査

被害状況の変動に伴い、必要な事項につき、逐次調査を実施するものとする。調査時期は、災害発生後3日～7日以内とする。

(3) 確定調査

国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後10日以内とする。

2 調査及び報告の内容

調査項目は、おおむね次のとおりとする。

(1) 人的被害

- ア 死者
- イ 行方不明者
- ウ 負傷者

(2) 物的被害

- ア 住家被害
- イ 非住家被害
- ウ 公共建物被害（文教施設、その他公共施設）

(3) 土木関係被害

- ア 道路被害
- イ 河川、砂防被害
- ウ 橋りょう被害

(4) 土砂災害被害

- ア 地すべり
- イ 土石流
- ウ がけ崩れ

(5) 農林水産関係被害

- ア 農林水産業施設被害
- イ 農産物被害
- ウ 林産物被害

[平24改]

- エ 水産物被害
- (6) 商工関係被害
 - ア 商工業施設被害
 - イ 商工被害
- (7) ライフライン施設被害
 - ア 電力施設被害
 - イ ガス施設被害
 - ウ 電信電話施設被害
 - エ 上下水道施設被害
- (8) 火災発生件数（地震、火山噴火等に起因するもの）
- (9) その他の被害（鉄道施設被害、ブロック塀等被害等）

3 被害調査結果の集約

被害調査は、部内の課等単位で行い、各部の主管課は、各部の調査結果を集約し、市の防災担当部課（災害対策本部又は災害対策連絡会議設置後においては、その事務局。この節において同じ。）に報告する。

第2 被害程度の判定

本節による被害程度の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、別編資料「被害程度の判定基準」に基づき行うものとする。

第3 り災台帳の整備

市の各部課等は、第1 被害調査の実施 2 調査及び報告の内容(1)～(9)の調査を基に現場を確認し、台帳（正本）（別編資料の様式）を作成するとともに、市の防災担当部課に送致する。

市の防災担当部課は、送致された台帳の写しを副本として整備する。

第4 り災証明書及び被災証明書の発行

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などの際に、当該災害によって被災したという証明が必要となる場合がある。

当該被災者から申請があった場合、山形市が確認できたものについて、り災証明書及び被災証明書を速やかに発行する。

また、災害救助法が適用された場合の災害においても同様に取り扱うものとする。

ただし、消防法による火災損害調査に基づきり災証明書の発行は消防本部が行う。

1 証明書の種類

(1) り災証明書

災害により被害を受けた住家について、市が被害の程度を証明するもの。

(2) 被災証明書

災害により被害を受けた、り災証明書の対象とならない家屋、車両、農林水産業関係施設等において、確認できる被災状況について証明するもの。必要に応じて、被害の程度も証明する。

[令3改]

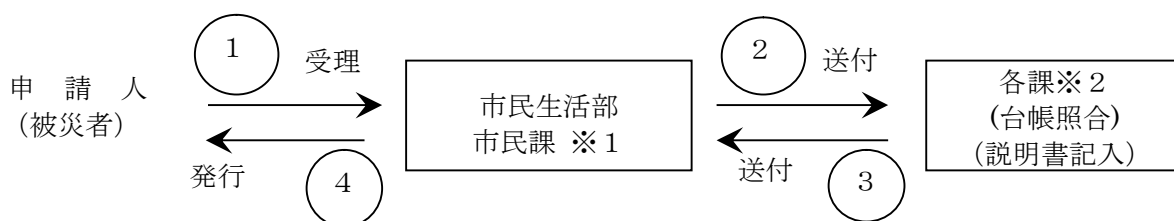
2 発行手続

災害を受けた者から、り災証明書及び被災証明書の交付申請が提出された場合は、り災者・被災者台帳（調査票）に基づき発行する。

なお、申請窓口及び発行業務については、市民生活部市民課において行うが、被災の種類別に確認が必要となるため、各所管課（班）を経由したうえでの発行となる。

申請から発行までの流れは次のとおりとなる。

ただし、火災については、申請書受理から発行まで山形市消防本部が行う。



3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

- ア 全壊・全焼
- イ 流出
- ウ 大規模半壊・中規模半壊・半壊・半焼
- エ 準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(3) その他の物的被害

4 発行手数料

山形市手数料条例第2条により1部につき300円とする。

ただし、同第6条第2号の規定により、災害を受けた者から被災に関する証明の請求があったときは、これを徴収しない。

5 申請受付期間

り災証明書及び被災証明書の申請受付期間は、被害を受けた翌日より原則37か月以内とする。

ただし、被災状況が確認できる場合及び特別な事情により申請が困難な状況であったと認められる場合は、申請受付期間後も申請を受理する。

第5 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第6 被災者への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明を行うものとする。

第7節 広 報

本節は、市民への各種情報の正確で迅速な伝達及び広聴を実施するための計画である。

第1 広報活動

1 広報の内容

災害発生後、直ちに広報活動を開始し、住民に対して災害に対する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

区分	内容
災害情報	気象警報、災害の発生予想、災害の規模、発生日時・場所及び二次災害の危険性の有無等とする。
被害情報	被害の発生及び拡大状況等並びに、出火防止・人命救助協力の呼び掛け、り災者の安否等個人情報も含むものとする。
避難情報	避難指示、避難誘導及び避難者の状況、市避難所の開設状況、並びに、混乱防止の呼び掛けも含むものとする。
救護情報	食料、飲料水及び生活必需品の供給並びに医療機関の活動状況等の救護救助の状況等とする。
復旧情報	道路・橋りょう及びライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧状況等とする。
生活情報	教育に関する情報並びに、入浴、トイレ等の生活関連情報とする。

2 広報の手段

手段	内容
全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動配信	ア 山形コミュニティ放送株式会社が放送する番組への緊急割り込み放送 イ 株式会社ダイバーシティメディアが放送する番組への文字情報自動表示 ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる災害情報、避難情報等の自動配信
ラジオ・テレビの利用	ア 山形コミュニティ放送株式会社との「山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置利用に関する協定」に基づく割り込み放送 イ 災害時におけるスポット放送 ウ 特別報道番組の要請 エ 山形コミュニティ放送株式会社との「災害時の放送要請に関する協定書」に基づく臨時災害放送 オ 山形コミュニティ放送株式会社との「市政コミュニティ広報放送業務委託」に基づく放送依頼 カ 市政広報番組の利用

〔平29改〕

防災ラジオ	FMラジオ局が送出した自動起動信号の受信により、電源を切った状態からの起動又は他局放送受信の状態から緊急放送を行う放送局に切り替わる防災ラジオを活用し、避難指示等を行う旨の情報を一斉に送信する。
Lアラート（災害情報共有システム）	山形県防災情報システムと接続しているLアラート（災害情報共有システム）を利用し、避難情報等を行う旨の情報等を発信する。
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課公式ツイッター、山形市公式LINE及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式ツイッター及び山形市公式LINE並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。
ホームページの活用	被災状況、震度情報、救援物資に関すること、ボランティア募集情報、交通情報等を随時更新し、市内外に向け情報を発信する。なお、チェーンメール等悪質なメール等の取り扱いに注意する。
防災行政無線の活用	防災行政無線を活用し、公民館、コミュニティセンターその他の施設を通じ、情報提供に努める。
掲示物の張り出し	防災支部、避難所（市・地区）等に、掲示物の張り出しを行う。
広報誌の活用	「広報やまがた」定期版及び臨時版を発行する。
職員による広報	広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し、広報を行う。
各種団体の活用	自主防災組織、町内会・自治会、消防団その他地区に精通した団体等の長に対し、当該情報の地区住民への伝達を要請する。
サイレン、警鐘の使用	消防団ポンプ庫に設置されているサイレン、警鐘で、災害発生を伝達する。
航空機等の利用	必要に応じて、自衛隊及び県に要請し、航空機又はヘリコプターを使用し、広報を行う。

3 手段の多様化

(1) 防災ラジオの整備

市は、次に掲げるところにより、対象区域の自主防災組織、町内会・自治会及び住民に防災ラジオを配布するとともに、対象区域の小中学校及び中学校に、屋外拡声装置に接続した防災ラジオを整備する。

年度	対象区域
平成28年度	蔵王山噴火に伴う融雪型火山泥流避難区域
平成29年度	土砂災害警戒区域
平成30年度	浸水想定区域

令和元年度 ～令和3年度	浸水想定区域（浸水想定区域の見直しにより拡大した区域）
-----------------	-----------------------------

(2) その他

市は、さまざまな環境化にある住民等及び職員に対して災害に関する情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、手段の多重化、多様化を検討する。

第2 報道機関への発表

市民等へ迅速、円滑、的確に応急対策状況、復旧状況等を伝達するため、山形市から報道機関への情報提供を行う。

対象とする報道機関は、市内に放送局を持つテレビ、ラジオ各局及び市政記者クラブ加盟の各新聞社とする。

手段と順序は、次のとおりとする。

- (1) 第1段階 FAX
- (2) 第2段階 電子メール（FAXが不通の場合）
- (3) 第3段階 本庁舎3階の市政記者クラブ及び広報課において文書配布する（FAX及び電子メールが不通の場合）。合わせて、山形県防災行政通信ネットワークのFAXが利用可能な機関へは、これにより送信する。

第3 広聴活動

広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。

1 実施体制

- (1) 平常時の広聴機能に加え、り災者の要望等を把握するため、必要に応じて市庁舎、消費生活センター等に臨時相談所を設置するものとする。
- (2) 業務の所管は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。
- (3) 臨時相談所を設置した場合は、その旨を十分に広報する。

2 要望等の処理

- (1) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努力する。
- (2) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

第8節 混乱防止の対策

本節は、大災害発生直後において、さまざまな社会的な混乱が生じる恐れがあるため、混乱の防止を行うための計画である。

第1 情報パニックによる混乱防止

災害直後において、不正確な情報によって引き起こされる流言飛語等の可能性があることから、次の対策を行うものとする。

- (1) 災害直後における一般市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、活発な広報活動を行い、流言飛語（デマ等）を否定するとともに、的確な情報を伝達する。
- (2) 広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して実施する。

第2 避難時の混乱防止

広域災害発生時における人的被害を軽減するため、通勤通学者、滞留者等を含む地域住民に対する避難指示に際しては、次の対策を行うものとする。

- (1) 災害発生直後の山形駅における混乱を防止するため、警察、消防、鉄道等の関係機関とそれぞれの業務に基づく十分な協議・調整を行い、避難指示を行う。
- (2) 避難指示は、可能な限り、広報車等を投入する。
- (3) 避難指示を無視して避難対象地区に残る者に対しては、警察等関係機関と協力し、指示に従うよう説得し、状況により強制措置をとる。
- (4) 災害が収束し、避難した地域住民及び通勤通学者・滞留者等のうち帰宅等が可能なものは、帰宅させる。徒歩による帰宅等が困難な通勤通学者については、方面別に編成し、関係自治体との連絡調整の後、車両輸送等の措置をとる。なお、帰宅が不可能な場合は、避難所等において必要な措置を行う。

第3 公共施設等の混乱防止

災害時において、不特定多数の人を受入れる公共施設の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。

- (1) 利用者に災害状況や警報等を伝達し、災害内容の周知を図る。
- (2) 避難誘導に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者、妊産婦等を優先し、必要な場合は介護措置を行う。
- (3) 可能な限り家族等へ状況連絡を行う。
- (4) 自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて市及び関係機関に依頼する。

第9節 避 難

本節は、避難の方法及び避難場所等について定め、市民の安全を確保するための計画である。

第1 避難

1 避難行動

避難とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」をい
い、次の全ての行動を避難行動という。

- (1) 第2章第7節に定める避難所又は避難場所への移動
- (2) 自宅等から移動しての安全な場所への移動
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所への退避

第2 避難指示等

1 避難指示等の発令

市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害か
ら保護するため、5段階の警戒レベルによる、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避
難指示、警戒レベル5緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を
促す。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技
術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性
の確保に努めるものとする。

なお、市民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合
はもちろんのこと、発令される前であっても市が出す防災情報に十分留意し、災害が発生す
る前に自らの判断で自発的に避難行動をとるように促す。

【避難情報と居住者等がとるべき行動】

避難情報の種別	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (山形市長が発令)</p>	<p>【命の危険 直ちに安全確保！】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (山形市長が発令)</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>○市避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した市避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・市避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (山形市長が発令)</p>	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した市避難場所・市避難所へ立退き避難することが強く望まれる。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>【自らの避難行動を確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>【災害への心構えを高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

注1 近隣の安全な場所：市避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

注2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※ 突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

[令5改]

【警戒レベルと防災気象情報の関係】

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
			避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が災害切迫(黒)大雨特別警報(浸水害)注1	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が災害切迫(黒)大雨特別警報(土砂災害)	
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が危険(紫)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が危険(紫) 土砂災害警戒情報	
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が警戒(赤) 洪水警報	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が警戒(赤) 大雨警報(土砂災害)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が注意(黄)	土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が注意(黄)	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報				

2 実施責任者

避難指示等の実施責任者は、次のとおりである。

実施責任者	災害の種類	根拠法令
市長 (指示)	災害全般	災害対策基本法第60条
水防管理者〔市長〕 (指示)	洪水	水防法第29条
警察官 (指示)	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた吏員 (指示)	地すべり 洪水	地すべり防止法第25条 水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法第94条

[令5改]

3 国及び県への助言の要請

市長は、避難指示等を発令する場合、又は土砂災害についてはそれらを解除する場合において、必要があると認めるときは、避難指示等の対象地域、判断時期等について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は山形県知事に対して助言を求める。

なお、助言をスムーズに得られるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 知事による代行

災害対策基本法第60条第6項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって避難のための指示を行う。

5 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

6 避難指示等の発令基準

(1) 避難指示等の発令判断の設定

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ウ 国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 洪水等の発令基準

区分	基準	対象区域等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然制が高い場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
	<p>1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

[令5改]

	<ol style="list-style-type: none"> 1：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合（又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2：指定河川洪水予報の、観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、箇所定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合） 2：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

[令5改]

区分	基準	対象区域等
	<p>1：山形市内にある洪水予報河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2：洪水予報河川の観測所で定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予想が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：洪水予報河川で、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：山形市内にある水位周知河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2：水位周知河川の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

注：山形市水防計画に定める河川及び基準水位による。

※ 対象河川に含まれない河川は、流域雨量指数の予測値及び現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。

※ 対象河川に含まれない小河川は、現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。

※ 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報〔浸水害〕）の発表時、又は洪水特別警報の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。

※ 夜中に避難指示等の発令が予想される場合は、必要に応じ、気象警報の発表前であっても避難指示等を発令する。

(3) 土砂災害

区分	基準	対象区域等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>市の区域の土砂災害警戒区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域</p>

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域</p>
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

※ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日の早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合や、強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、必要に応じ、高齢者等避難を発令する。

※ 大雨特別警報（土砂災害）の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。

※ 火山噴火に伴う降灰後の土石流については、第3章第25節で定める。

※ 地滑り及び河道閉塞については、上記に定めるもののほか、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に高齢者等避難の発令を判断する。

(4) 火山現象

噴火警報の発表に伴う避難情報の発令基準は、第3章第25節で定める。

(5) その他の災害

ア 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるときは避難指示等を行うものとする。

イ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときは、避難指示を行うものとする。

第3 避難指示等の伝達

1 伝達内容

避難指示等を発令する場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等の実施責任者
- (2) 避難指示等の理由
- (3) 避難対象区域
- (4) 避難所の名称及び所在地
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項

2 伝達方法

市民に対する周知については次により状況に即した方法で徹底を図るものとする。

また、必要に応じて各家庭への個別訪問等により避難指示等の徹底を図る。

加えて、避難指示等の発令の際は、危険の切迫性に応じ伝達文の内容の工夫や、その対象者や対象者ごとにとるべき避難行動をわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

方 法	内 容
緊急速報メール	緊急速報メールを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
山形市防災情報メールマガジン	山形市防災情報メールマガジンを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
テレビ・ラジオ	山形コミュニティ放送及び各報道機関に対して、避難指示等の発令を通知し、関係市民に伝達すべき事項を明示して放送を要請する。
防災ラジオ	防災ラジオを活用し、避難指示等を行う旨の情報を一斉に送信する。
Lアラート(災害情報共有システム)	山形県防災情報システムと接続しているLアラート(災害情報共有システム)を利用し、避難指示等を行う旨の情報を発信する。
山形市公式フェイスブック	山形市公式フェイスブックを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
広報車	広報車、消防車等により、関係地区を巡回して避難指示等を行う旨の情報を伝達する。
サイレン・警鐘	サイレン、警鐘を使用し、伝達する。
自主防災組織等による伝達	自主防災組織及び町内会・自治会等の地区内の各種団体による組織的な伝達を行う。
市ホームページ	市のホームページに避難指示等の発令について、その詳細を掲載する。
山形市防災対策課公式ツイッター	山形市防災対策課公式ツイッターにより、避難指示等の発令を一斉に送信する。
山形市公式LINE	山形市公式LINEを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。

3 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達

避難指示等の発令時において、土砂災害警戒区域、浸水想定区域又は融雪型火山泥流避難区域に所在する要配慮者利用施設を所管する課等は、要配慮者利用施設等に対してあらかじめ整備した連絡体制により避難指示等の伝達を行うものとする。

[令3改]

4 避難指示等をした場合の報告等

(1) 知事に対する報告

避難のために立退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 関係機関に対する連絡

避難指示等は、山形警察署と相互に緊密な連絡をとりながら行うものとする。なお、警察官が単独で避難の指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

(3) 市避難所の管理者に対する連絡

避難指示等を行ったとき及び自主避難が予想される場合は、直ちに市避難所となる施設の管理者へ連絡し、場合により必要に応じて市避難所の運営を依頼する。

第4 避難方法

1 避難移動の流れ

災害が発生又は発生のおそれがあるとき、自主防防災計画で予め定める避難所や避難場所への避難を促す。

その場合、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、融雪型火山泥流避難区域、燃料施設や落下物などの危険箇所、避難者の移動可能範囲などを総合的に勘案し検討するよう促す。

なお、市が避難指示等を行った場合は、市が指定する市避難所又は市避難場所への避難を促す。

ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

時間の経過に伴い、生活衛生環境の保全と運営管理の効率化のため、避難所の集約化を図る。

(1) 地震災害

状況		住民の避難移動
ア 自宅等が倒壊や延焼のおそれがある場合	地震発生時	自主防防災計画で定める地区避難場所又は市避難場所に避難する。
	最初の避難場所が危険なとき。	市避難場所（一時又は広域）に移動する。
	さらに危険なとき。	市避難場所（広域）に移動する。
イ 上記アの場合で、避難所の安全が確認できた場合	地震発生時	自主防防災計画で定める地区避難所又は市避難所に避難する。
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指示する市避難所に移動する。
ウ 避難指示等を行った場合	地震発生時	市が指示する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に倒壊や延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、市が指示する市避難所に避難する。

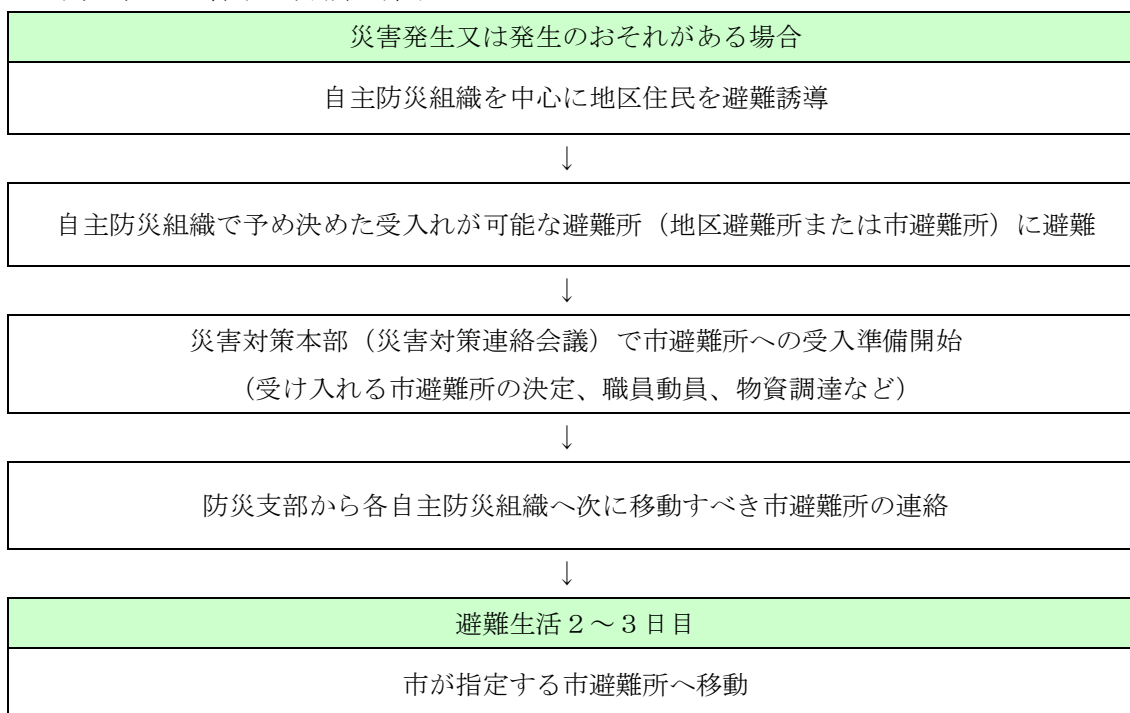
(2) 風水害

状況		避難移動
ア 自主避難の場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	自主防防災計画で定める地区避難所又は市避難所に避難する。
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指定する市避難所に移動する。
イ 避難指示等を行った場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	市が指定する市避難所に避難する。

(3) 火災

状況		避難移動
ア 自宅等が火災又は火災のおそれがある場合	火災発生時	風向きで避難場所が変わるため、状況に応じて避難場所を各自判断する。
	避難指示等を行った場合	市が指定する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、市が指示する市避難所に避難する。

(4) 時間の経過に伴う避難所の集約



2 避難の誘導

避難の誘導は、警察官、消防職員及び消防団員、自主防災組織等が行うものとし、避難経路・避難場所等を的確に指示するとともに、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行うものとする。

[令 3 改]

- (1) 広道を利用し、できるだけ町内会、自治会等の単位で避難する。
- (2) 万一の場合の安全を考え、避難路は2路線以上を選定するものとする。
- (3) 事前に避難路の安全を点検し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (4) 浸水地においては、船艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (5) 誘導中は、水没・関電等の事故防止に努める。
- (6) 携帯品は、必要に応じ最少限度のものとする。

3 避難の順序

避難の順序は、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画・個別避難計画）に基づき要支援者を最優先とし、防災活動に従事できる者を最後とする。

4 避難の手段

避難立ち退きにあたっては、避難者は個々に徒歩により避難することを原則とする。

ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、防災機関の車両・船艇によって移送を行うものとする。

第5 避難受入計画

市は、避難者を受入れる場合は、本章第2-1節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。

1 市避難所の安全管理

開設した市避難所の施設設備の活用の際し、施設管理者と緊密な連携を取り、管理保全に十分留意するものとする。

2 避難状況の報告

市避難所に配備された指名職員は、市避難所ごとに受け入れた被災者の名簿(受入避難者名簿)を作成するとともに、被災者の健康状態その他必要な事項について、本部長へ報告するものとする。

3 市避難所における物資の供給

市避難所を開設し、被災者を受け入れた場合は、本章第1-1節及び第1-2節に基づき、食料及び生活必需品を供給する。なお、市避難所開設の初動においては、必要に応じて、主に次の物品を調達し、各市避難所に送致する。

- (1) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (2) 毛布
- (3) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (4) 医薬品（常備薬、救急箱 等）
- (5) 生理用品
- (6) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (7) 簡易トイレ（トイレトペーパー）
- (8) 飲料水
- (9) 燃料

[平28改]

4 福祉避難所の開設

市は、必要に応じ、市避難所での生活が困難な者や特定の障がいを持つ者を受入れるため、「福祉避難所開設運営マニュアル」に定めるとことにより、福祉避難所を開設する。

5 市避難所開設の周知と報告

市避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、次の事項を県に対し報告する。

- (1) 市避難所開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数及び市避難所の名称
- (3) 避難者数

6 各機関等への協力要請

市は、市避難所運営に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している事業者に協力を要請するとともに、県に対し日本赤十字社山形県支部等関係機関の協力について要請を行う。

また、市避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

7 自治的な運営組織の立上げ支援

市は、市避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

8 在宅等避難所以外で生活している被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 車中泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮

避難所の周辺において車中泊等建物以外の場所に避難している避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等を実施するほか、車中泊等建物以外の場所での避難が長期にならないよう避難所への避難を促すよう努める。

10 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策

- (1) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- (3) 特定の市避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

[令5改]

(4) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第6 学校、病院等における避難対策

学校、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について職員等に周知、徹底を図るものとする。

第7 避難指示の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示を解除する。解除の伝達は、避難指示の場合と同様に行うものとする。

第 9 - 1 節 広域避難計画

本節は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合は、避難受入れの要請（災害対策基本法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在に関する協議をいう。以下同じ。）を行うための計画である。

1 避難受入れ要請

- (1) 県内他市町村への避難については、当該市町村に対し受入れの要請を行う。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

2 避難の決定及び情報伝達

県内又は県外他市町村への避難が決定したときは、第 7 節に定めるところにより、複数の手段を用い市民に情報を伝達する。

3 避難の支援要請

県内又は県外他市町村への避難が決定した場合において、多数の要配慮者等の輸送に支援が必要と判断したときは、第 2 0 節に定めるところに準じて輸送を行う。

4 避難者への配慮

- (1) 他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、避難先の自治体に避難者の避難先等の情報提供を求める。
- (2) 避難先の市町村と協力のうえ、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者については、支援団体等の協力などを得ながら特に配慮する。

5 知事又は内閣総理大臣による代行

- (1) 災害対策基本法第 8 6 条の 1 0 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、山形県知事が市長に代わって同法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。
- (2) 災害対策基本法第 8 6 条の 1 3 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、内閣総理大臣が市長に代わって同法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。

[平 2 9 改]

第9－2節 災害時避難行動要支援者避難支援

本節は、災害発生時に、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難を支援するための計画である。

第1 名簿の提供

1 要支援者部会の設置

災害対策本部に、要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づく避難支援対策を実施するため、要支援者部会を設置する。

設置と運営に関する詳細は、全体計画に定める。

2 避難支援等関係者への名簿の提供

山形市で災害が発生又はそのおそれがあり、災害対策本部等において避難指示等を発令した場合、要支援者部会は、必要な範囲内において、第2章第6節災害時避難行動要支援者対策計画に規定した避難支援等関係者に、名簿の提供を行うものとする。

名簿の提供手順については、別に定める。

3 情報漏えいの防止

災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び山形市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。

また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。

5 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

災害発生時における名簿の提供にあたっては、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、要支援者の避難支援を行う際、安全確保に十分配慮するよう注意喚起を行うものとする。

第2 要支援者への避難支援対策

要支援者の避難支援対策は、別に定める要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づき実施する。

1 要支援者部会による調整等

要支援者部会は、防災支部又は市避難所からの報告があった場合は、福祉避難所の開設の要請を行うとともに、要支援者の医療・保健に必要な措置について保健医療調整チームとの調整を行うものとする。

[令3改]

2 防災支部及び市避難所の役割

防災支部又は市避難所は、市避難所への避難が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者の存在を把握した時は、要支援者部会に報告するものとする。

3 避難支援者の役割

避難支援者は、自らが支援対象としている要支援者について、安否確認及び避難支援を行うものとする。

4 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は、第1により提供を受けた名簿に登載されている者について、所管する地域等の要支援者の安否確認及び避難支援を行うものとする。

5 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設は、災害対策本部の要請により、別に定めるマニュアルにて行う。

市避難所での避難生活が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者については、福祉避難所への避難を勧めるものとし、要支援者部会は要支援者と福祉避難所との調整を行うものとする。

第9-3節 孤立集落対策

本節は、災害による交通手段の途絶等により市内山間部集落が孤立した場合、その応急対策を実施するための計画である。

第1 孤立実態の把握

孤立の有無と被害状況の確認手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 孤立対策用MCA（マルチチャネルアクセス）
- (3) 衛星電話
- (4) 自主防災組織連絡協議会連絡網
- (5) ヘリコプター等による上空からの情報収集
- (6) アマチュア無線

第2 初期の対応

集落の孤立を確認した場合、集落内外で情報収集、伝達に努め、応急対策を講じるものとする。

1 自助・共助による対応

家庭内備蓄により対応するほか、集落全体での共助により対応するものとする。

2 公助による対応

- (1) 無線を携帯した市職員の現地派遣
- (2) マスコミを活用した情報伝達
- (3) ヘリコプター等を活用した応急対策
- (4) 使用可能な農道、林道の迂回路を活用した応急対策
- (5) 公的備蓄の配備による食糧調達

第3 救助・救出対策

- 1 ヘリコプターを保有する関係機関や協定都市等への支援要請
- 2 市域および集落内における臨時ヘリポートの確保
- 3 受入れ可能な医療機関の確保
- 4 負傷者多数の場合、医師等の現地派遣

第4 生活必需物資の搬送

- 1 ヘリコプター等による空輸
- 2 迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送

第10節 応急給水

本節は、災害時において、断水等になった時に、応急給水を実施するための計画である。

第1 給水の基準

応急給水を実施する場合の給水の基準は以下のとおりとする。

1 対象者

災害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、提供するものとする。

2 給水量

給水量は、原則として最低限必要とされる1人1日当り最小限3ℓの飲料水とする。

第2 応急給水計画

(1) 本部長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水部長に指示し、給水を実施するものとする。

(2) 給水部長は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について、必要な措置を講ずるものとする。

第3 給水の方法

断水等により応急給水が必要な区域については、給水車等による給水を行うものとする。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次により応急給水を行うものとする。

(1) 市内全域において、事前に定められた給水所（以下、「拠点給水所」という。）を自動的に開設し、給水を行うものとする。

なお、避難所に開設する拠点給水所については、各避難所運営委員会と連携し給水を行う。

(2) 拠点給水所開設後、断水の状況に応じて給水車等による給水を行うものとする。

第4 応援要請

市の資器材等のみでの給水活動が困難と判断した場合は、応援協定に基づき、他都市等への協力を求めるとともに、必要な場合は、県を通じて自衛隊に応援を要請するものとする。

第5 地下水による生活用水の給水

山形地域地下水利用対策協議会加入業者のうち提供可能な事業所は、災害時において、市民の求めに応じ、市民自ら持参した容器等に地下水を無償で提供するものとする。なお、この給水所について、平常時から周知を図るものとする。

第 1 1 節 食料の供給

本節は、被災者への食料の供給及び炊き出し等を速やかに実施するための計画である。

第 1 配布の基準

1 食料供給の順位

食料の供給は、次の順位により行う。

第 1 位 公的備蓄である高齢者等用食料（高齢者、障がい者及び乳幼児に限る。）

第 2 位 各種団体、事業者、他市町村等から調達する流通備蓄及び支援物資である食料

第 3 位 精米による米飯炊き出し

2 配布の対象者

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 全半焼、全半壊、流失、床上浸水、床下浸水の住宅被害を受けて炊事ができない者
- (3) 被災地の災害応急対策に従事する者
- (4) その他、市内の一時滞在者等で、市長が特に必要と認めた者

3 配布の基準

品 目	量
米 飯 (炊き出し)	1食・小学生未満1人 100g
	1食・小学生以上1人 200g
パン、乾めん類	適 量
粉ミルク	1日・2才以下1人 200g
副 食 (缶 詰) (肉、魚、野 菜)	1食・小学生未満1人 半缶程度
	1食・小学生以上1人 1缶程度
調 味 料	適 量

第 2 調達の方法

1 米穀類

市は、平常から、市内の農業協同組合、山形県米穀商業協同組合及び小売業者と連絡を緊密にし、必要が生じた場合、速やかに調達する。市内の業者からの調達量で不足する場合は、県等に要請して米穀を確保するものとする。

2 その他の食料品

パン類、乾めん類、副食品、粉ミルクについては、市が取り扱い業者のリストを作成整備しておき、災害時には、災害対策本部が決定する配分計画に基づき速やかに購入する。

また、流通備蓄である食料については、財政部契約課その他の災害時応援協定を所管する関係部課等が、当該配分計画に基づき協定の相手方に対し要請するものとする。

3 調達時の留意事項

食料については、市避難所の設置状況や要配慮者を考慮した品目の確保、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品等を可能な限り調達する。

[平 2 8 改]

第3 不足する食料の受け入れ

不足する食料について、ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった食料については「第4 配布の方法 1 食料品の集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。

第4 配布の方法

1 食料品の集積場所及び配布場所

食料品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通して配布する。

2 配布の手続き

市避難所は、災害対策本部が決定する配分計画に基づき、町内会等の協力を得て病弱者、子供、高齢者を優先して公平かつ円滑に配布するものとする。

第5 炊き出しの実施

炊き出しは、市学校給食センターで実施する。同センターで需要に応じきれないときは、自衛隊等の防災機関及び民間団体の協力を得て実施するものとする。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分にも留意する。

第6 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第 1 2 節 生活必需品の供給

本節は、生活必需品を調達し、被災者への速やかな供給を実施するための計画である。

第 1 生活必需品供給の基準

1 生活必需品供給の対象者

災害により、住家が全半焼、全半壊、流失、床上浸水した者で、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 生活必需品供給の品目

避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考とする。

区分	品目例（特に重要な品目）
衣料品	外衣、肌着、下着等
寝具類	毛布、ダンボール等
食器類	茶碗、汁椀、皿、箸、ほ乳瓶（洗浄器を含む。）等
炊事用品	鍋、釜、包丁、バケツ等
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、生理用品、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、ポリ袋、ポリバケツ、弾性ストッキング等
光熱用品	電池、ローソク、マッチ、懐中電灯、燃料等

第 2 調達の方法

市は、平常から各業者と連絡を緊密にし、災害時には災害対策本部が決定する配分計画に基づき、速やかに購入調達する。配備計画の作成にあたっては、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズや不足している物資を把握することや、必要とされている物資の調達に留意する。

なお、市内の業者からの調達量で不足する場合は、日本赤十字社山形県支部に救援物資を要請するとともに、県に調達を依頼するものとする。

第 3 不足する生活必需品の受け入れ

不足する生活必需品について、ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった物資については「第 4 配布の方法 1 集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。

[平 2 9 改]

第4 配布の方法

1 生活必需品の集積場所及び配布場所

生活必需品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通じて配布する。

2 配布の手続き

市避難所は、市民生活部市民班が作成した配分計画に基づき、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に配布するものとする。

第5 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第13節 救出・救助

本節は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護するための計画である。

第1 救出の対象者

災害が直接の原因となって、早急に救出しなければ、生命・身体が危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、救出を実施するものとする。

- 1 火災時に煙火中に取り残された者
- 2 倒壊家屋の下敷きになった者
- 3 土砂災害等により生き埋めになった者
- 4 流失家屋及び孤立したところに取り残された者及び河川等へ転落した者
- 5 大規模な爆発事故、交通事故等のため救出を必要とする者

第2 消防部隊の編成

災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、消防部隊を直ちに編成するものとする。

第3 救出の方法

- 1 救出に際しては、消防本部の消防部隊を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。
- 2 災害現場の状況に応じては、必要により早期に機械力を投入して迅速に救出活動を行うものとする。
- 3 災害による被害が甚大な場合、あるいは火災が同時に多発した場合等において、本市の救出体制のみでは救出活動が困難なときは、本部長は、知事、隣接市町長又は自衛隊に応援を要請するものとする。
- 4 救出した負傷者は、応急手当を施し、直ちに救急車、緊急車両及び船艇等を活用して、その症状に応じた医療機関へ搬送するものとする。

[令5改]

第 1 4 節 医療・助産

本節は、災害により傷病者が多数発生した場合又は医療・助産機関の機能が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施するための計画である。

第 1 保健医療調整チーム

災害が発生した場合、山形市災害対策本部と関係機関が連携を図りながら、次に掲げる事項の総合調整を行うため、必要に応じて山形市災害対策本部の下に山形市保健医療調整チーム（以下「保健医療調整チーム」という。）を設置する。

- (1) 保健医療活動に係る情報の収集と伝達
- (2) 保健医療活動に係る情報の整理と分析
- (3) 保健医療活動を行う班の派遣調整等

保健医療調整チームの設置と運営については、別に定める「山形市保健医療調整チームの設置運営マニュアル」のとおりとする。

第 2 医療救護班の編成等

1 医療救護班の編成

災害が発生した場合、保健医療調整チームに連絡調整員を派遣する関係機関と連携し必要に応じて医療救護班を編成し、被災現場、市避難所救護所及び自宅等にいる傷病者へ医療救護活動を行う。なお、編成された医療救護班は、保健医療調整チームの指揮下に入るものとする。

(1) 市の機関

市立病院済生館は、同病院の医師等により医療救護班を編成するものとし、1班あたりの編成は原則として次のとおりとする。

医師	看護師	薬剤師	事務職員	計
1人	2人	1人	1人	5人

(2) 関係機関

山形市医師会（以下「市医師会」という。）等の関係機関で医療救護班を編成する場合、可能な限り市の機関と同様の編成となるよう当該機関に人員の派遣を要請する。また、状況に応じて歯科医師及び歯科衛生士等を加えるものとする。

2 医療救護班の派遣要請

- (1) 市内に甚大な被害が発生し、上記 1 の医療救護班で対応できない場合、山形県へ医療救護班の派遣を要請し、山形県災害医療コーディネーターと連携し医療救護活動を行う。
- (2) 派遣された医療救護班は、保健医療調整チームの指揮下に入るものとする。

第3 医療・助産の方法

1 救護所の設置

- (1) 救護所は、災害の規模及び患者の発生状況により、市避難所に開設し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災者の医療相談や医療機関の紹介を行うため、救護所に医療相談所を開設する。

2 医療救護班の医療救護活動

医療救護班の医療救護活動は、被災現場、市避難所救護所及び自宅等にいる傷病者への医療救護及び助産救護に係る活動とする。

(1) 医師の医療救護

- ア 傷病者のトリアージ
- イ トリアージ区分ごとの医療処置
- ウ 後方医療機関への転送要否と搬送順位の決定
- エ その他、上記に伴い必要な活動

(2) 歯科医師の医療救護

- ア 歯科医療を必要とする患者に対する応急措置
- イ 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 医療記録等による身元確認への協力
- エ その他上記に伴う必要な活動

(3) 助産救護

助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者を対象として実施する。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 衛生材料の支給、調達
- エ その他、上記に伴い必要な活動

(4) 上記の救護等に必要な薬剤の確保

- ア 支援物資として届けられた薬剤の適正な管理
- イ 救護等において必要な薬剤の種類や数量の選定
- ウ 山形市災害対策本部が行う薬剤調達の支援

3 市医師会への協力要請

災害が発生した場合、市は、山形市医師会を通じて市内の病院・医院に対し、時間外診療等について協力を要請する。

4 傷病者等の搬送

患者の搬送は、消防本部が行う。ただし、消防本部所有の救急車両が不足する場合は、隣接市町の消防機関の救急車両、市災害対策本部で確保する車両により搬送する。これで不足する場合は、山形県、DMAT、自衛隊など関係機関に要請（自衛隊は山形県を通じて要請）し、関係機関で確保する車両により搬送する。

道路網の寸断等により、傷病者の搬送が速やかに実施されないときは、山形県、山形県警察本部及び自衛隊にヘリコプターを要請（自衛隊は山形県を通じて要請）する。これで不足する場合は、山形県を通じて各都道府県等のヘリコプター保有各種団体に要請（山形県を通じて）する。

第4 医薬品、衛生材料等の確保

1 医薬品、衛生材料等の調達

医薬品、衛生材料等の調達は、市担当部課が調達する。

なお、調達が不可能及び不足する場合は、山形県に調達を依頼するほか、近隣自治体、災害援助協定都市等に依頼し、調達する。

第15節 保健・防疫

本節は、保健・防疫活動を実施し、被災地域における感染症等疾病の発生を防ぐための計画である。

第1 保健活動

災害発生現場及びその周辺地区住民並びに避難所の被災者に対して、保健師等を派遣し、保健指導を行うものとする。

保健師の保健活動に関する具体的内容は別に定める「山形市災害時保健活動マニュアル」のとおりとする。

1 巡回健康相談

避難所や被災家庭・被災地域の市民の健康状態を把握し、心身の健康の確保を行うため、保健師等を派遣して巡回健康相談を行うものとする。

(1) 巡回健康相談班の編成

保健師1名と事務職員1名を、最小の編成とする。

災害状況また人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士等を加えた班編成とする。

(2) 健康相談の実施

実施にあたっては、高齢者、障がい者、在宅療養者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者の心身両面の健康状態と生活状況の把握に特段の配慮を行う。

(3) 保健指導及び栄養指導

巡回健康相談の際は、健康被害を予防する観点により、適時、保健指導また栄養指導等を実施する。

2 保健・医療・福祉等サービス提供の調整

巡回健康相談の結果等により、医療、施設入所、福祉等サービス及びメンタルケア等が提供されるよう、関係者また関係機関等の調整を行う。

3 その他必要な事項

被害が甚大で、市の実施する保健活動では人員、器材等に不足を生じる場合は、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 防疫活動

災害の状況により防疫対策の必要が生じたときは、市は、速やかに現地に職員を派遣し情報収集にあたるとともに、防疫活動を実施するものとする。

なお、防疫活動の実施にあたっては、県・村山保健所及び市医師会と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

1 防疫活動

次の防疫活動を行うものとする。

(1) 感染症法に基づく消毒措置

患者の発生などにより、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒を行う。

[令元改]

- (2) 感染症法に基づくそ族・昆虫等の駆除
- (3) 予防接種法に基づく臨時予防接種の実施
- (4) その他感染症法等の規定に基づいた必要な措置

2 防疫指導・広報活動

市民及び施設に対して衛生の保持に関する指導を行い、報道機関協力やチラシ配布等により広報を行う。

3 消毒活動

市担当部課は、災害発生後速やかに市内の消毒を要する地域を把握し、浸水家屋に対しては消毒薬剤を各戸に配布し、防疫上緊急を要する場合は、浸水家屋各戸に直接薬剤の散布を行うものとする。

(1) 消毒班の編成

消毒班は、1班は2名以上で構成する。。

(2) 消毒薬剤の配布基準

被災地域に配布する消毒薬剤の基準は、おおむね次のとおりとする。

対 象	薬 剤 の 種 類	配 布 薬 剤 量
浸 水 家 屋	逆性石けん液	浸水戸数×500mg

第16節 遺体の搜索、安置、埋葬

本節は、災害により死亡していると推定される者の搜索及び遺体処理等を実施するための計画である。

第1 遺体の搜索

1 対象

搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 相談所の開設

市の災害対策本部又は現地本部に相談所を開設し、写真展示等の方法により身元確認に努め、遺族及び関係者の便宜を図るものとする。

3 搜索の方法

遺体の搜索は、災害の規模、被災地域その他の状況を勘案し、本部長が山形警察署長と連絡をとりながら行うが、状況によっては、自衛隊及び建設業者等の協力を得て行うものとする。

4 作業班の編成

遺体搜索及び安置処理等の作業班の編成基準は、次のとおりとする。

編 成	構 成
1 班 5 名	消防部員、消防団員、警察官

第2 遺体の安置

1 遺体収容所への搬送

発見された遺体は、警察官の検視（検分）を受けた後、山形警察署の協力を得て遺体安置所へ搬送するものとする。

2 遺体安置所の開設

遺体安置所は、被災地の最寄の寺院又は体育館等公共施設に開設するものとする。

第3 遺体の処理

1 遺体の清浄、縫合及び消毒

安置された遺体は、識別等を行うための処置として、必要に応じて清浄、縫合及び消毒等を行うものとする。

2 遺体の一時安置

身元確認のため相当の時間を必要とする場合、又は多数の遺体を短時日の間に埋火葬できない場合においては、遺体を所定の場所に集めて一時安置するものとする。

[平28改]

3 検 案

現地又は遺体安置所において、必要に応じ、死因その他について医学的検査を実施するものとする。

4 遺体の引き渡し

検視及び検案を終えた遺体のうち、身元が明らかで遺族等の引取り人がある場合は遺体を引渡すものとする。

5 身元不明遺体の取り扱い

安置された遺体のうち、身元不明の遺体については、警察に調査を依頼し、遺留品とともに一定期間保管する。

第4 遺体の埋火葬

1 対 象

埋火葬は、災害により死亡した者について、その遺族の要請に基づき、埋火葬の許可証を受付したうえで行うものとする。

2 埋火葬の実施

埋火葬は、原則として山形市斎場で行うが、本市の斎場のみでは処理できない場合又は本市の斎場が被害を受け使用不能の場合は、県知事に対して近隣の斎場使用を要請するものとする。

第5 遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理

災害時において、遺体の処理、安置、埋、火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ① 実施責任者
- ② 遺体発見場所、日時
- ③ 死亡（推定）日時
- ④ 死亡者及び遺族の住所
- ⑤ 所持品
- ⑥ 洗浄時の処理状況
- ⑦ 一時安置場所及び収容日時
- ⑧ 安置等に要した費用
- ⑨ 埋葬品等の支給状況
- ⑩ 埋、火葬の日時
- ⑪ 埋、火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係
- ⑫ 埋、火葬許可証の写

第 17 節 住宅等の対策

本節は、応急仮設住宅等の供給、住宅の応急修理及び被災建築物等の応急対策を実施するための計画である。

第 1 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において建設供給する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、応急仮設住宅の建設に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合は、市担当部課が行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合で、応急仮設住宅が必要と判断した場合は、市担当部課が建設供給する。

2 入居者の選定

次の要件の全部に該当する者について、市担当部課が調査のうえ、入居者を選定するものとするが、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取り扱うものとする。

- (1) 災害により住宅が全壊、全焼、流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自ら住宅を確保する資力がない者

3 応急仮設住宅の管理

災害救助法の規定による県知事の通知により、応急仮設住宅の管理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、及び、第 1 項第 2 号の規定に基づき建設供給した場合は、市担当部課が行う。

4 建設の場所

市担当部課は、住宅建設用地として公用地等を確保するものとする。

5 供与する期間

応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から 2 ヶ年とする。

第 2 市営住宅への入居

災害により住宅が滅失した者で、「公営住宅法」の規定により市営住宅へ入居できる者は、公募によることなく入居させることができる。

この場合、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取り扱うものとする。

第 3 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき県において実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、並びに、災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。

[平 27 改]

1 対 象

災害により住宅が半焼、半壊した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対して実施するものとする。

2 修理の基準

日常生活に必要な居室、台所、便所等について、最小限度の修理を実施する。

3 修理の方法

市担当部課の対象者調査に基づき、市担当部課が設計のうえ建設業者へ請け負わせて、災害発生の日から1カ月以内に修理するものとする。

第4 被災住宅、建築物に対する調査・指導

1 被災住宅、建築物の応急危険度判定

市担当部課は、建築物の被災状況を把握し必要に応じて別に定める「山形市応急危険度判定実施要領」に基づき、応急危険度判定を行うものとする。

応急危険度判定を要しない被災状況にあつては、二次災害を防止するために、以下の予防対策を必要に応じ実施するものとする。

- (1) がけ崩れ等による宅地等への二次災害防止のため、現地調査の上立ち入りを禁止する等の必要な措置を講ずるように指導する。
- (2) 損壊し二次災害のおそれのあるブロック塀等を調査し、補強、撤去等の措置を講ずるよう指導する。
- (3) 建築付属物で落下のおそれのあるものを調査の上、必要に応じ補強、撤去等の措置を講ずるよう指導する。

2 被災住宅、建築物の使用制限等

前項の判定結果に基づき、必要に応じ再度調査をし、災害対策本部長の了解のもと、災害対策基本法等に基づく措置（立入禁止、使用禁止）を行うことがある。

3 被災住宅、建築物の修理等の指導

市担当部課は、前2項の調査、措置に基づき、修理、補強方法等の相談所を設け指導を行うものとする。

第18節 文教対策

本節は、災害時における学校の応急措置、応急教育及び学用品の支給等を実施するための計画である。

第1 災害時の応急対策

1 学校の動員体制

(1) 在校時

学校長は、災害の規模、被害の程度を判断のうえ、学校災害対策本部を設置して万全の体制を整えるものとする。

(2) 在校時外

学校長は、災害の規模により直ちに登校し、非常配備連絡網により教職員を非常召集して、学校災害対策本部を設置するものとする。

2 児童生徒の安全確保

学校長は、災害の状況により緊急避難の指示を行い、児童生徒の安全確保を図る。

児童生徒が負傷した場合は、医療機関へ搬送するとともに、保護者に連絡する。

多数の負傷者が生じたときは、医療救護班の派遣を依頼して救護活動を行うものとする。

また、あらかじめ風水害等の災害が予測される時は、市教育委員会と協議のうえ、臨時休校の措置をとるものとする。

3 被害の調査報告

学校長は、児童生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査して、直ちに市教育委員会に報告するものとする。

4 施設の応急措置

学校長は、施設の破損箇所、危険箇所について立入り禁止の措置を講じ、市教育委員会は、速やかに応急修理を行うものとする。

5 通学路の安全確保

学校長は、保護者の協力を得て通学路の障害物、危険物を調査し、除去等を行い、安全確保を図るものとする。

6 市避難所の開設及び運営への協力

学校長は、その管理する学校に市避難所が開設される場合は、その開設及び運営に可能な範囲で協力するものとする。ただし、児童、生徒若しくは学生の安全確保若しくは安否確認又は学校の再開に関する業務を優先するものとする。

第2 応急教育

1 教職員の確保

授業の再開にあたって教職員が不足する場合、教育長は、市内の学校間を調整して教職員を確保する。教育長による教職員の確保が困難なときは、県教育委員会へ教職員の派遣を要

[平24改]

請するものとする。

2 授業の再開

学校長は、施設の復旧、教職員の確保、登校可能の児童生徒の状況を勘案して早急に授業を再開する。状況によっては、公民館や他校校舎の借用、又は臨時学級編成により授業を行うものとする。

3 学校給食

災害時における学校給食は、次の場合を除いて実施する。

- (1) 全市域に被害が発生して多数のり災者が生じたとき。
- (2) 学校への交通路が遮断されたとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) 感染症が発生してまん延するおそれがあるとき。

第3 学用品の支給

1 対象

災害により住家に被害を受けて、学用品を紛失又はき損し、就学に支障を生じた小・中学生に、速やかに支給する。

2 品目

- (1) 授業を受けるのに最低限必要な教科用図書
- (2) 学用品及び通学用品

3 支給の方法

学校長は、必要とする学用品を市教育委員会へ報告し、市教育委員会より送付を受けて小・中学生に支給する。

第4 文化財の保護

1 具体的対策

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財対策

防災設備のあるものについては、設備施設により、また、他のものについては、所有者、管理責任者の定める自衛防災組織により、対策を講じる。

(2) 搬出可能な文化財対策

各指定文化財ごとに、その性質、保全の知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により定められた避難場所に搬出する。

2 措置方法

文化財の保護について、次の措置を実施する。

- (1) 所有者又は管理者は、直ちに消防機関に通報するとともに、市担当部署に被災状況を報告する。
- (2) 市担当部署は、前項による被災状況の報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するための必要な応急措置をとるよう指示する。

[令3改]

第19節 労務の供給

本節は、災害応急対策に必要な労務者、技術者の確保及び供給並びにボランティアの受入れを実施するための計画である。

第1 労務者の確保

1 確保の方法

市は、山形公共職業安定所を通じて労務者の雇用を図るものとする。急を要する場合は、建設業者等の協力を得て労務者を確保するものとする。

2 労務者の要請

各部課等が労務者を必要とするときは、次の事項を明記した文書により、担当部課等に要請するものとする。

- (1) 作業の内容
- (2) 所要人員
- (3) 雇用予定期間
- (4) 作業に従事する場所
- (5) 集合場所
- (6) その他必要事項

3 費用

労務者に支給する賃金は、本市における公共事業の労務単価に準じた額とする。

第2 技術者の従事命令等

1 従事命令の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、市長は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

また、知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合は、次の技術者について、公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。従事者の実費弁償及び障害の補償等は、「山形県地域防災計画」の定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師・助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工・左官・とび職
- (5) 土木業者・建築業者及びその従業者
- (6) 自動車運送業者及びその従業者

2 協力命令の実施

市長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協

[平24改]

力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続きは、従事命令に同じである。

3 命令の種類と執行者

(1) 法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

業 務	命令区分	根拠法令	執 行 者
災 害 応 急 対 策 業 務	従 事 命 令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市 長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警 察 官 海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警 察 官
		自衛隊法第 94 条第 1 項	自衛官(災害派遣の際、その場に警察官がない場合のみ)
災 害 救 助 業 務	従 事 命 令	災害救助法第 24 条	知 事
	協 力 命 令	災害救助法第 25 条	
災 害 応 急 対 策 業 務	従 事 命 令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事
	協 力 命 令		市長 (委任を受けた場合)
消 防 業 務	従 事 命 令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 業 務	従 事 命 令	水防法第 24 条	水防管理者 消 防 長

- (2) 災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって同法第 65 条第 1 項の規定による従事命令を行う。
- (3) 災害対策基本法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって同法第 65 条第 1 項の規定による従事命令を行う。

第 3 ボランティア

1 ボランティアの募集と関係機関への依頼

大規模な災害により、大量かつ広範な支援活動のためのボランティアが必要とされる場合においては、市ホームページ等によりボランティアを募集するとともに、次の団体に対し協力を要請する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 日本赤十字社
- (3) NPO 法人
- (4) その他のボランティア機関・団体

2 災害時ボランティアセンター

災害対策本部は、全国各地から集まるボランティアを適切に受け入れるための窓口として、

[平 2 6 改]

山形市社会福祉協議会に対し災害時ボランティアセンターの設置を要請し、運営に必要とされる各種支援を行う。この場合において、災害時ボランティアセンターは、山形市総合福祉センターに設置するものとする。

なお、災害対策本部は、災害時ボランティアセンターの自立的な運営を尊重しつつ、綿密な連携を行う。

3 関係団体との連携

大規模な災害の発生に備え、災害時ボランティアセンターの運営ノウハウを持つ全国的な支援団体と平常時より情報交換を行うものとする。また山形県災害支援ボランティアネットワークと連携を深め、災害ボランティアコーディネーター養成をはじめとするボランティア受入れ体制整備を支援するものとする。

災害発生時は、支援団体等に対して速やかに災害ボランティアコーディネーターの派遣等を要請するものとする。

第20節 応急輸送

本節は、応急対策用人員や物資の輸送、傷病者の移送を迅速に実施するための計画である。

第1 輸送車両の調達

市担当部課等は、市有車両で不足する場合、次により車両を借上げるものとする。

- 1 公共機関の所有する車両
- 2 ハイヤー、タクシー（「県を通じて山形県ハイヤー協会」より借上げる。）
- 3 トラック（ア．協定により「山形トラック運送事業協同組合」より借上げる。）
（イ．県を通じて「山形県トラック協会」より借上げる。）
- 4 バス（協定により「山形県バス協会」より借上げる。）
- 5 軽貨物（協定により「赤帽山形県軽自動車運送協同組合」より借上げる。）

第2 輸送の対象

緊急車両による輸送の対象は、次のとおりとする。

- 1 被災者、負傷者の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送
- 3 被災者の救助及び救出のための輸送
- 4 飲料水及び食糧の供給のための輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 復旧用資器材及び人員の輸送
- 7 遺体の捜索及び処理のための輸送

第3 輸送の方法

1 車両による輸送

市担当部課等は、各部の配車の要求を取りまとめ、市有車両及び借上げ車両を手配して配車するものとする。通行規制時における緊急車両の通行は、本章第29節 [交通対策] に定めるところによる。

2 人力による輸送

交通路が遮断された場合は、市担当部課等が要員を手配して、人力による輸送を行うものとする。

3 ヘリコプターによる輸送

地上の交通路からの輸送が不可能で、市外から緊急な輸送を必要とする場合は、県、県警察本部、自衛隊、その他ヘリコプターを所有する団体に、ヘリコプターの輸送を要請するものとする。

なお、臨時ヘリポートについては、別記・資料編のとおりである。

[令5改]

第4 緊急輸送ルートの選定

被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線については、山形県道路防災・情報連絡協議会で作成した「緊急輸送道路ネットワーク計画」を基本に、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、運行時間が短く安全なルートを選定するものとする。

なお、選定されたルートについては、速やかに、道路啓開（第3章第2.2節障害物の除去、第3章第2.6節道路・橋りょう対策：参照）、交通規制等（第3章第2.9節交通対策：参照）を実施し、緊急輸送ルートの確保を行う。

第 2 1 節 清 掃

本節は、災害時のごみ、し尿の収集及び処理を迅速に実施するための計画である。

第 1 ごみの収集及び処理

災害時のごみは、一般市民及び避難所における生活活動から生じる「生活ごみ」と建築物が被災することにより生じる片づけごみや残材（「以下「災害廃棄物」という。」に大別できるが、各ごみの対応は、次のとおりとする。

なお、詳細は「山形市災害廃棄物処理計画」によるものとする。

1 生活ごみの収集・処理計画

(1) 収集計画

平時における収集体制の維持に努め、通常の分別区分により、集積所（避難所ごみについては各避難所）より収集する。

(2) 処理計画

収集した生活ごみについては、山形広域環境事務組合の協力を得て処理するが、エネルギー回収施設等が被災した場合又は処理能力以上のごみは、緊急時における廃棄物処理相互援助協定等に基づき他自治体又は民間の処理業者に協力を要請し処分するものとする。

2 災害廃棄物の処理計画

(1) 収集計画

災害廃棄物の分別区分により、住民排出場（災害廃棄物を被災地内において仮に集積する場所）より巡回収集する。

収集体制については平時における収集委託業者に加え、民間業者団体等に協力を要請し体制を整えるものとする。

(2) 処理計画

収集した災害廃棄物については、山形広域環境事務組合又は市内の民間処理業者に協力を要請し処分するものとするが、処理能力が不足する場合等は県内外の自治体又は民間処理業者に協力を要請し処分する。

なお、収集した災害廃棄物を効率的に処理するため、必要に応じ仮置場を設置し、粗選別、一時保管等を行う。

3 市民への周知

円滑な災害廃棄物処理を進めるため、平時から、災害時のごみの分別方法や排出場所、災害に便乗した不法投棄の禁止等について広報・啓発を行う。

災害時においては、マスコミ、インターネット、広報車、避難所の掲示板等を活用して周知する。

4 応援要請

災害対策本部長は、災害時のごみの収集・処分について必要がある場合には、県、関係市町村、民間業者団体等に対し、応援を要請する。

[令 3 改]

第2 し尿の収集及び処理

1 収集処理計画の作成

被災地域やし尿処理施設の状況を調査し、すみやかに収集・処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集・処理体制の確保を図る。

計画を策定するに当たっては、可能な限り、平時における収集・処理体制の維持に努める。

2 仮設トイレの設置

山形市災害廃棄物処理計画に基づき市避難所に、仮設トイレを設置する。

3 応援要請

災害の規模その他の状況により、平時における収集・処理体制の維持が困難となった場合には、災害時の協定等に基づき県及び関係市町村等に対し、応援を要請する。

第3 処理施設の応急復旧対策

廃棄物処理施設が被災した場合は、可能な限り廃棄物の受入を継続しながら、次により、速やかな復旧を図る。

(1) 運転管理委託業者と連携して、速やかに不具合箇所・原因の特定を行い、保有資機材により応急復旧に当たる。

(2) 運転管理委託業者による復旧が困難な場合は、工事業者、資機材調達業者、メーカー等に対し、優先して対応に当たるよう要請する。

(3) 平時より、復旧に必要な資機材、設備の運転に必要な燃料等の調達ルートの確立に努める。

第 2 2 節 障害物の除去

本節は、道路、河川及び住宅の障害物を速やかに除去するための計画である。

第 1 道路・河川の障害物除去の優先場所

災害応急対策を速やかに実施する上から、被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）については、道路・河川の障害物除去を、優先的に実施するものとする。

なお、具体的優先場所については、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、選定するものとする。

第 2 道路・河川障害物の除去

1 市管理の道路、河川の障害物

市管理の道路、河川については、市が除去を実施するが、障害物の状況に応じて、建設業者等の協力を得て迅速に除去するものとする。

2 国、県管理の道路、河川の障害物

国、県管理の道路、河川の障害物については、それぞれの管理区分により速やかに除去することとなるが、早急に除去が必要な道路、河川については、市は国及び県に対し速やかな除去の実施を要請するものとする。

3 私道

私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民より要請があったときは、市において業者をあっせんするものとする。

第 3 住宅障害物の除去

1 対象となる世帯

住宅の障害物除去の対象となるのは、次に掲げる要件全部に該当する世帯である。

- (1) 災害のため住家が半壊又は床上浸水し、土木、竹木等が流入したもの。
- (2) 流入した場所が居間、台所等で日常生活が営めない状態にあるもの。
- (3) 自ら障害物を除去する資力を有しないもの。

2 除去の方法

市は、対象となる世帯を調査し、土木業者等に依頼して最小限度の範囲で、災害発生の日から 10 日以内に除去を実施するものとする。

第 2 3 節 消 防

本節は、市の消防機関を主体として、消防及び防災活動の万全を期すための計画である。

第 1 消防組織

火災その他の災害が発生した場合、市が別に策定する山形市消防計画に定める消防組織及び部隊編成により、総力をあげて対処するものとする。

第 2 火災警報の発令、伝達

1 火災警報発令

気象状況が火災にとって警戒を要する状況で、山形市消防計画に定める発令基準に達し、かつ市長が火災の予防上危険な状態であると認めるときは、火災警報を発令して警戒にあたるものとする。

2 火災警報の伝達

火災警報を発令したときは、山形市消防計画に定めるところにより市民へ周知を図る。また、県及び関係機関に直ちに通報するものとする。

第 3 情報計画

火災、その他の災害発生状況を迅速、的確に把握し、適切な措置を講ずるため、山形市消防計画に定めるところにより、災害情報を収集し、伝達するものとする。

また、関係機関に対する報告及び連絡並びに広報については、山形市消防計画に定めるところにより実施する。

第 4 火災警防計画

1 招集、出動、警戒等

火災を警戒し、鎮圧するため、山形市消防計画に定めるところにより、消防職員及び消防団員の招集、出動並びに警戒を行うものとする。

2 火災防御計画

山形市消防計画に基づいて調査した結果により、火災防御計画を樹立する必要があると指定した特殊建築物、その他警防上重要な施設等について、個々の計画を定める。それぞれの火災防御計画の樹立にあたっては、綿密に検討し作成するものとする。

(1) 火災防御

火災防御は、覚知から現場引揚げに至るまでであり、防御活動にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 人命検索、人命救助活動を優先する。

イ 周囲建物への延焼防止に主眼を置く。

ウ 再燃火災防止には、点検・消火を含み細心の注意を払う。

[平 2 5 改]

(2) 警防計画の樹立

警防計画を樹立するのは、次のとおりである。

- ア 火災危険区域警防計画
- イ 特殊建築物警防計画
- ウ 大量危険物貯蔵取扱所警防計画
- エ 大量可燃性ガス製造所等警防計画
- オ 毒物劇物貯蔵取扱所警防計画
- カ 火薬類貯蔵庫等警防計画
- キ 放射性物質貯蔵取扱所警防計画
- ク 笹谷トンネル内火災等警防計画
- ケ 林野火災警防計画
- コ 車両火災警防計画
- サ 異常気象時火災警防計画
- シ 広域断水時火災警防計画
- ス 震災時警防計画
- セ 飛火警戒計画

第5 救助・救急計画

1 救助計画

火災及びその他の災害においては、人命救助を優先して行い、生命身体の危険要因を排除するとともに、的確な状況判断と、迅速かつ確実な救出、救助活動を実施するよう万全を期するものとする。

2 救急計画

事故、火災及びその他の災害により発生した傷病者は、山形市消防救急業務規程により、迅速に救急医療機関へ搬送するものとする。

第6 相互応援協力体制

火災、その他の災害時の予防鎮圧に万全を期すために、各関係機関と協定等を結び相互応援協力体制を確立する。締結現況は、山形市消防計画による。

第 2 4 節 水 防

本節は、市内各河川の洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための計画である。

なお、水防に関する応急対策等については、水防法に基づき別に策定する山形市水防計画の定めるところにより実施する。なお、同計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水防組織に関する事項
- (2) 非常時の配備、動員等に関する事項
- (3) 水防に関する気象警報、洪水予報及び水防警報の発表基準及び通信連絡に関する事項
- (4) 水防活動に関する事項
- (5) 避難に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

第 2 5 節 火山災害対策

本節は、噴火警報が発表され、蔵王山が噴火するおそれがある場合に実施すべき応急対策を定め、市民、登山者及び観光客等の安全を確保するための計画である。

なお、この計画は、平成 2 8 年 2 月 8 日に蔵王山火山防災協議会において策定した「蔵王山火山防災対策」その他当該協議会における決定事項に基づくものである。

第 1 噴火警報「噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合、若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲	大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね 1. 2 キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね 1. 2 キロメートル以内の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(2) 想定される防災対応

警戒範囲の立入規制

2 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 噴火警報及び避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

(ア) 緊急速報メール

(イ) 山形市防災情報メールマガジン

(ウ) 山形市公式フェイスブック

(エ) 市ホームページ

(オ) 山形市防災対策課公式ツイッター

(カ) 山形市公式 LINE

(キ) Lアラート（災害情報共有システム）

(ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

(ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡

(コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡

(サ) 索道事業者への電話連絡

[令 3 改]

(シ) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡

(ス) 蔵王スキーパトロール隊への電話連絡（エコーライン閉鎖期のみ）

イ 索道事業者は、蔵王ロープウェイ地蔵山頂駅に設置してあるスピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

4 施設の閉鎖

(1) 対象施設

蔵王山神社避難小屋

(2) 対応策

次項による登山口等における立入規制の看板の設置により対応する。

5 登山口等における立入規制の実施

(1) 市は、蔵王山火山防災対策に基づき、必要な登山口に立入規制の看板を設置する。

(2) 索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、その管理する施設に立入規制の看板を設置する。

第2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響を及ぼす噴火、若しくは、融雪型火山泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(2) 想定される防災対応

警戒範囲の立入規制

2 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 噴火警報及び避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

(ア) 緊急速報メール

(イ) 山形市防災情報メールマガジン

(ウ) 山形市公式フェイスブック

[令3改]

- (エ) 市ホームページ
- (オ) 山形市防災対策課公式ツイッター
- (カ) 山形市公式LINE
- (キ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- (ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡
- (コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡
- (サ) 索道事業者への電話連絡
- (シ) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡
- (ス) 蔵王スキーパトロール隊への電話連絡（エコーライン閉鎖期のみ）

イ 蔵王温泉観光協会は、その管理する屋外スピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、蔵王温泉内の市民、観光客に周知する。

ウ 索道事業者は、その管理するロープウェイ等に設置してあるスピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発表について連絡する。

4 施設の閉鎖

(1) 対象施設

- ア 蔵王山神社避難小屋
- イ コーボルトヒュッテ
- ウ 山形大学蔵王山寮
- エ 蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設
- オ 夏山リフト（ユートピア）
- カ 次のゲレンデのリフト及び付随する施設（エコーライン閉鎖期のみ）
 - (ア) ユートピアゲレンデ
 - (イ) 菖蒲沼ゲレンデ
 - (ウ) パラダイスゲレンデ
 - (エ) コタンゲレンデ
 - (オ) ザンゲ坂及び樹氷原コース
 - (カ) 連絡コース

(2) 対応策

ア 蔵王山神社避難小屋及びコーボルトヒュッテ
第1の第4項第2号の規定を準用する。

イ 山形大学蔵王山寮

市は、山形大学蔵王山寮に施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

ウ 蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設及び夏山リフト

当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーからの警報の周知及び避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

エ ゲレンデのリフト及び付随する施設

ウの規定を準用する。

5 道路の閉鎖等（エコーライン開通期のみ）

(1) 対象道路

市道蔵王ドッコ沼線

(2) 対応策

市は、蔵王ラインからの入口をバリケード等で閉鎖する。

6 登山口等における立入規制の実施

第1の第5項の規定を準用する。

7 観光客等の避難対策

市は、噴火警報の発表後において帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。

また、索道事業者及びスキーパトロール隊は、エコーライン閉鎖期に噴火警報が発表された場合は、蔵王山火山防災対策に基づき、ゲレンデ内のスキー客等の避難誘導等必要な対応を講じる。

第3 噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区における須川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サーージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

(2) 想定される防災対応

ア 融雪型火山泥流

警戒範囲の避難準備

イ 大きな噴石及び火砕流・火砕サーージ

警戒範囲の立入規制

2 融雪型火山泥流に係る対応策

(1) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。

(2) 噴火警報及び避難指示等の周知

ア 市民、登山者及び観光客等への周知

市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

(ア) 緊急速報メール

(イ) 山形市防災情報メールマガジン

(ウ) 山形市公式フェイスブック

(エ) 市ホームページ

(オ) 山形市防災対策課公式ツイッター

(カ) 山形市公式 LINE

(キ) 防災ラジオ

(ク) 広報車

(ケ) Lアラート（災害情報共有システム）

(コ) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

(サ) 警戒範囲に関係する町内会及び自主防災組織への電話連絡

(シ) 教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等への電話連絡

イ 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

(3) 避難場所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、次の表に定める施設に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。

地区の名称	施設の名称	備考
南山形地区	第九中学校	防災支部を併設
	みはらしの丘小学校	
	東北文教大学	
蔵王地区	蔵王コミュニティセンター	防災支部を併設
	蔵王第一小学校	
	蔵王第一中学校	
	桜田小学校	
滝山地区	元木公民館	

南沼原地区	南沼原コミュニティセンター	防災支部を併設
	南沼原小学校	
	第十中学校	
本沢地区	本沢コミュニティセンター	防災支部を併設

※元木公民館は滝山地区に位置するが、蔵王地区の警戒範囲に近接していることから、市避難所を開設する。

(4) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

(5) 道路の閉鎖等

ア 対象道路

(ア) 半郷黒沢線（福田橋）

(イ) 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス）

(ウ) 南館黒沢線（常盤橋）

(エ) 上記のほか、融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある路線

イ 対応策

市は、融雪型火山泥流のよる道路冠水のおそれのある区間について、必要な範囲においてバリケードを設置して閉鎖し、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置する。

3 大きな噴石及び火砕流・火砕サージに係る対応策

第2の規定を準用する。この場合において、第2の第7項中「蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校」とあるのは「蔵王第三小学校・第二中学校」とする。

第4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火山活動により融雪型火山泥流が発生し、あるいは切迫している場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区における須川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することができる。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

2 融雪型火山泥流に係る対応策

(1) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表された場合、あるいは融雪型火山泥流の発生が確認された場合は、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

[令3改]

(2) 噴火警報及び避難指示等の周知

第3の第2項第2号の規定を準用する。

(3) 避難場所等の開設

第3の第2項第3号の規定を準用する。

(4) 施設の閉鎖

ア 対象施設

教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等

イ 対応策

施設管理者は、蔵王山火山防災対策及び市が別に定める避難計画に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

(5) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

(6) 道路の閉鎖等

第3の第2項第5号の規定を準用する。

3 大きな噴石及び火砕流・火砕サージに係る対応策

第2の規定を準用する。この場合において、第2の第7項中「蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校」とあるのは「蔵王第三小学校・第二中学校」とする。

第5 降灰後の降雨による土石流への対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	降灰堆積厚が10センチメートル以上となった溪流で、かつ、24時間で125ミリメートル程度以上の降雨が予想される場合	
警戒範囲	土石流	祓川流域の一部の居住地域（避難区域）

※警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

2 避難指示等の発令

(1) 高齢者等避難の発令

市は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。

(2) 避難指示の発令

市は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合、あるいは土石流の発生が確認された場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

[令3改]

- (ア) 緊急速報メール
- (イ) 山形市防災情報メールマガジン
- (ウ) 山形市公式フェイスブック
- (エ) 市ホームページ
- (オ) 山形市防災対策課公式ツイッター
- (カ) 山形市公式LINE
- (キ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- (ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡
- (コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡
- (サ) 蔵王温泉旅館組合への電話連絡
- (シ) 索道事業者への電話連絡
- (ス) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡

イ 蔵王温泉観光協会は、その管理する屋外スピーカーにより避難指示等の発令について放送し、蔵王温泉内の市民、観光客に周知する。

ウ 索道事業者は、その管理するロープウェイ等に設置してあるスピーカーにより避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ避難指示等の発令について連絡する。

4 避難場所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、同施設に防災支部を開設する。

なお、土石流又はその前兆現象が既に発生している場合において、蔵王第三小学校・第二中学校に避難することが危険となる区域の市民等のために、一時避難場所として蔵王アストリアホテルを活用する。

5 施設の閉鎖

(1) 対象施設

ア 蔵王ロープウェイ山麓駅

イ 蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等

(2) 対応策

ア 蔵王ロープウェイ山麓駅

当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーから避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

イ 蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等

当該施設を管理する者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

[令3改]

6 観光客等の避難対策

市は、土石流又はその前兆現象の発生に伴い帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。

7 その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、降灰後の土石流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

第6 救助対策

蔵王山火山防災対策に定めるところによる。

第7 その他

突発的な噴火の発生等この計画に定める事象以外の事象が発生した場合は、この計画に定める規定を準用するほか、市が、蔵王山火山防災協議会その他関係機関と連携したうえで、必要な対応を講じるものとする。

第26節 道路・橋りょう対策

本節は、道路、橋りょうの応急対策を速やかに実施するための計画である。

第1 情報の収集

道路、橋りょうの被害については、市担当部課等のパトロール車による現地調査のほか、市民からの通報、山形警察署等防災機関からの情報を収集するものとする。収集した道路、橋りょうの被害情報は、取りまとめのうえ道路網図に明示し、不通箇所の把握及び道路啓開の資料とする。

第2 応急活動体制

道路、橋りょうの応急対策は、市担当部課等が別に定める動員配備計画に基づいて実施する。要員に不足を生じた場合は、労務者等の作業員を確保して迅速な応急活動を行うものとする。

第3 応急資器材の調達

市で保有する資器材は、別編資料のとおりであるが、保有資器材で不足する場合は県、他市町村及び民間業者に借上げを要請して調達するものとする。

第4 道路・橋りょう応急措置の優先場所

災害応急対策を速やかに実施する上から、次に該当する道路・橋りょうについては、優先的に応急措置を実施するものとする。

- 1 被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）で使用する道路・橋りょう
- 2 避難所及び医療機関への道路・橋りょう
- 3 その他、災害対策本部長が災害応急対策として必要と認めた道路・橋りょう

第5 道路の応急措置

災害により通行不可能となった道路については、柵等で表示するとともに、う回路線を公示し、次により道路の応急措置を実施するものとする。

- 1 亀裂、陥没等の舗装の破損については、車両の通行に支障のない程度の応急措置を速やかに行う。
- 2 国、県で管理する道路の被害及び不通箇所については、それぞれの管理者に迅速な道路の応急措置を要請する。

第 2 7 節 水道施設対策

本節は、災害によって被害を受けた水道施設の機能を確保するための計画である。

第 1 災害時の活動体制

1 動員体制

災害発生と同時に、市の上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。

2 通信連絡

災害の状況によっては、電話が不通となったり混乱するため、水道無線による情報収集及び伝達を行うものとする。

3 被害調査

災害発生と同時に、動員職員による水道施設の被害調査を行い、被害状況を把握し給配水計画及び応急復旧計画を樹立するものとする。

第 2 施設の応急復旧

1 取水、導水、浄水施設

施設が被害を受けた場合は、総力をあげて配水機能の確保にあたるものとする。

2 送・配水施設

被害状況、各浄水場の状態及び配水池容量等を考慮して、通水可能な管路を利用して給配水を行う。送水、配水施設の復旧にあたっては、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、順次その重要度に従って実施するものとする。

3 給水装置

給水管、給水装置の被害については、通水に支障があるもの、道路上への漏水で二次災害のおそれがあるもの等、順次その緊急度に従って応急復旧を行うものとする。

第 3 応急資器材

給水用応急資器材及び作業用機器等の備蓄状況は、別編資料のとおりである。その他の配管用資材を除く応急資器材は、民間業者の協力を得て調達するものとする。

第 4 他団体への応援要請

被害の状況によっては、日本水道協会東北地方支部の「災害時相互応援に関する協定書」、日本水道協会山形県支部の「災害時相互応援協定」及び山形市管工事協同組合の「水道施設の災害に伴う応援協定書」の定めに基づき、東北主要都市水道事業体、県内市町村水道事業体及び山形市管工事協同組合へ職員派遣及び資器材等の応援を要請し、速やかな応援復旧を図るものとする。

[平 3 0 改]

第5 広報計画

発災後は、広報車等により、直ちに次の広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

- (1) 水道の給水停止状況
- (2) 通水の見通し
- (3) 応急給水の方法、時間及び場所等

2 広報の方法

広報車等での実施とともに、報道機関の協力も得ながら広報を実施する。

第 28 節 下水道施設対策

本節は、災害によって被害を受けた下水道施設の機能を確保するための計画である。

第 1 災害時の活動体制

1 動員体制

災害発生と同時に、上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。

2 被害の調査

災害時には、直ちに動員職員によるパトロールを実施し、被害調査を行い被害状況を下水道台長及び下水道施設図に明示した施設復旧の資料を基に、施設応急復旧計画を作成する。

被害状況は、個々の図面及び管路網一覧図に明示して、施設復旧の資料として作成するものとする。

第 2 施設の応急措置

下水管渠の被害については、汚水及び雨水の通水に支障がないように迅速な応急措置を図る。枝線については、医療機関及び公共機関の復旧を優先に実施するものとする。また、被害箇所及び危険箇所には、交通安全のため安全灯、防護柵等を設置するものとする。

第 3 応急資器材

管渠の応急措置用資材、潜水ポンプ等復旧に要する資器材は、リース業者及び土木業者に要請して確保するものとする。

第 4 他団体への応援要請

被害の状況によっては、北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議による他自治体への応援要請、及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会との協定に基づく応援要請を行い、速やかな施設復旧を図るものとする。

第 5 広報計画

発災後は、広報車により次の事項を広報し、使用停止等について、市民の理解及び協力を得るものとする。

- 1 下水道施設の被害状況
- 2 下水道施設の復旧の見通し
- 3 使用の停止期間

第 2 9 節 交通対策

本節は、災害時において、交通状況を把握し、交通規制を実施して、道路交通の確保を図るための計画である。

第 1 交通状況の把握

防災関係機関は、次により交通状況を把握し、相互に連絡するものとする。市担当部課等は、連絡された情報を集計し、本部長へ提出するものとする。

- 1 信号機の故障と復旧情報 [山形警察署長]
- 2 放置車両による道路不通情報 [山形警察署長、各道路管理者]
- 3 道路損壊及び障害物による不通情報 [各道路管理者]
- 4 相互連絡機関
 [山形警察署]
 [国土交通省山形河川国道事務所]
 [村山総合支庁]
 [山形市]

第 2 交通規制

1 実施責任者

交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	東 北 地 方 整 備 局 長 山 形 県 知 事 市 長	1 道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるとき。 2 道路工事のためやむを得ないと認められるとき。	道路法第 46 条
警 察	山 形 県 公 安 警 察 委 員 会 長 警 察 署 長	1 災害対策用人員及び物資の緊急輸送のため必要があると認められるとき。 2 交通の安全と円滑な通行を図るため必要があると認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生等により交通に危険を及ぼすおそれがあるとき。	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第 4、5、6 条

2 交通規制の実施

(1) 道路等の破損等による交通規制

ア 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるときは、その危険箇所及び路線について、速やかに通行を禁止又は制限する。

イ 警察の措置

警察は、交通の安全と円滑な通行を図るため、必要があると認められるときは、交通規制を実施する。

〔平 2 8 改〕

ウ 標識等の設置

交通規制を行ったときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要がある場合は、適当なう回道路標識を明示する。

エ 通 知

交通規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡を取り、その周知徹底を図る。

(2) 緊急通行車両確保のための交通規制

ア 山形県公安委員会の措置

山形県公安委員会は、本市又は隣接若しくは近接の市町村の地域に、災害が発生し、又は発生する危険があるときは、災害応急対策が的確かつ円滑に行うため、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限（通行禁止区域等）する。

なお、通行の禁止又は制限を行ったときは、直ちに、当該区域又は道路の区間その他必要事項を通知する。

イ 警察官、自衛官及び消防吏員による設置命令等

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両及び消防機関の使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第 3 道路管理者による車両の移動等

1 実施責任者

車両の移動等の実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	東 北 地 方 整 備 局 長 山 形 県 知 事 市 長	立ち往生車両、放置車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法第 76 条の 6

2 車両の移動等の実施

(1) 道路管理者の措置

ア 道路管理者は、本市又は隣接若しくは近接の市町村の地域に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、立ち往生車両、放置車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認められるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者

[平 2 8 改]

(以下「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、当該指定を行ったときは、直ちに、当該道路の区間内に在る者に対し、当該道路の区間を周知する。

イ 道路管理者は、次に掲げる場合は、自らアの規定による措置をとる。

(ア) アの規定による措置をとることを命じられた者が、当該措置をとらない場合

(イ) 道路管理者が、アの規定による命令の相手方が現場にいないためにアの規定による措置をとることを命ずることができない場合

(ウ) 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めてアの規定による命令をしないこととした場合

(2) 山形県公安委員会による要請等

ア 山形県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等をおこなうため必要があるときは、道路管理者に対し、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを要請する。

イ 国又は山形県は、道路管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを指示する。

第4 緊急通行車両

1 市有車両の届け出

交通規制が行われた際に、災害応急対策として使用する市有車両については、事前に緊急通行車両等事前届出を、公安委員会に提出し、緊急通行車両としての確認の手続きを終了しておくものとする。

2 借上車両の届け出

災害応急対策の実施において、市有車両の不足により借上車両を使用する場合、市担当部課等は、山形県公安委員会に対し、直ちに緊急通行車両の届け出を行うものとする。

3 緊急通行車両の使用

(1) 緊急通行車両の認定は、証明書及び標章の交付をもってなされる。

(2) 通行の際は、交付を受けた標章を車両の前面の見やすい箇所に提示する。

第5 運転者のとるべき措置

(1) 避難のために車を使用しないこと

(2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停車させ、カーラジオ等で災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

[平28改]

- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等の災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

第30節 相互応援

本節は、応急対策における自治体等との相互応援及び協力要請を実施するための計画である。

第1 自治体との相互協力

1 山形県の協定

山形県においては、災害における各県との応援体制を確立するため、平成7年に、北海道、東北6県、新潟県の8道県による「災害時相互応援協定」を、締結している。

したがって、山形県内が広域的に災害に見舞われ、近隣県の応援が必要と認めるときは、県を通じ他県の応援のあっせんを要請するものとする。

2 山形市の協定

本市においては、資料編に記載のとおり県内外各団体と災害時における、各種応援協定を締結している。

したがって、本市が災害に見舞われ、県内外各団体の応援の必要性が生じた場合、各協定に規定する方法で、別に定める方法により応援を要請するものとする。

第2 応援の要請

各団体に対する応援の要請は、次の事項を明記した文書により行うが、緊急を要する場合は、電話、無線によって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の規模
- 3 応援を必要とする理由
- 4 作業の内容
- 5 応援を必要とする職種及び所要人員
- 6 作業予定期間
- 7 作業に従事する場所
- 8 集合場所
- 9 集合場所までの道路経路
- 10 その他必要な事項

第3 各団体からの応援の活動拠点

各団体からの応援の活動拠点は、国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王とする。

第30-1節 広域避難者の受入れ

本節は、大規模な災害の発生を覚知したときに、災害対策基本法又はあらかじめ関係自治体との間に締結された相互応援協定等に基づき、避難者の受入れを実施するための計画である。

1 広域避難者の受入れ

被災市町村から避難者の受入れ要請があった場合又は山形県より他都道府県内市町村の避難者受入れの要請があった場合は、特別な事情がある場合を除き、当該避難者の受入れを行う。また、これによらず自主的に避難してきた場合も、必要に応じて受入れを行う。

2 受入れを行う施設

- (1) 避難者を受け入れる施設は、山形市総合スポーツセンターとする。
- (2) 山形市総合スポーツセンターの受入人員を超える避難者の受入れについては、山形県及び関係機関との協議により決定する。

3 避難者への配慮

- (1) 市は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元の市町村の求めにより避難者の避難先等の情報を避難元の市町村に提供する。
- (2) 市は、避難元の市町村及び都道府県の求めに応じて、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。
- (3) 市は、避難元の市町村及び都道府県に協力し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン及び交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。

4 費用負担

避難者の受入れに要する経費は、災害救助法に基づき、山形県を通じて被災県に求償する。求償で不足する場合は、国へ要望する。

第31節 自衛隊の派遣要請

本節は、自衛隊の派遣を要請し、効果的な災害救助を実施するための計画である。

第1 派遣要請

市長（本部長）は、自衛隊の派遣による人命の救助等が必要であると認めるときは、次の事項を明記した文書をもって、自衛隊の派遣を知事に要請する。

なお、通信の途絶等により、県に対する災害派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊第6師団に通知するものとする。

また、人命救助等で特に緊急を要する場合には、直接陸上自衛隊第6師団へ通報するとともに、知事に自衛隊の派遣を要請するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 派遣を必要とする理由
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣を必要とする人員及び資器材の概数
- 5 派遣を希望する区域及び活動内容
- 6 その他参考となる事項

第2 受入れ体制

市長（本部長）は、派遣された自衛隊が直ちに効果的な災害救助活動が実施できるように、次により受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 他の団体の作業と重複しないように作業計画を樹立する。
- (2) 国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王を活動拠点とする。
- (3) 連絡所を設け、誘導者を配置する。
- (4) 宿舎を確保する。
- (5) 必要な資器材を準備する。
- (6) 食料、燃料を確保する。（携帯したもので間に合う場合は除く。）

第3 派遣要請の代理者

自衛隊の派遣要請については、市長（本部長）が行う事項であるが、不在または連絡が取れない場合、次の順序で、事務を引き継ぐものとする。

- 1 副市長
- 2 総務部長

第4 派遣自衛隊の業務

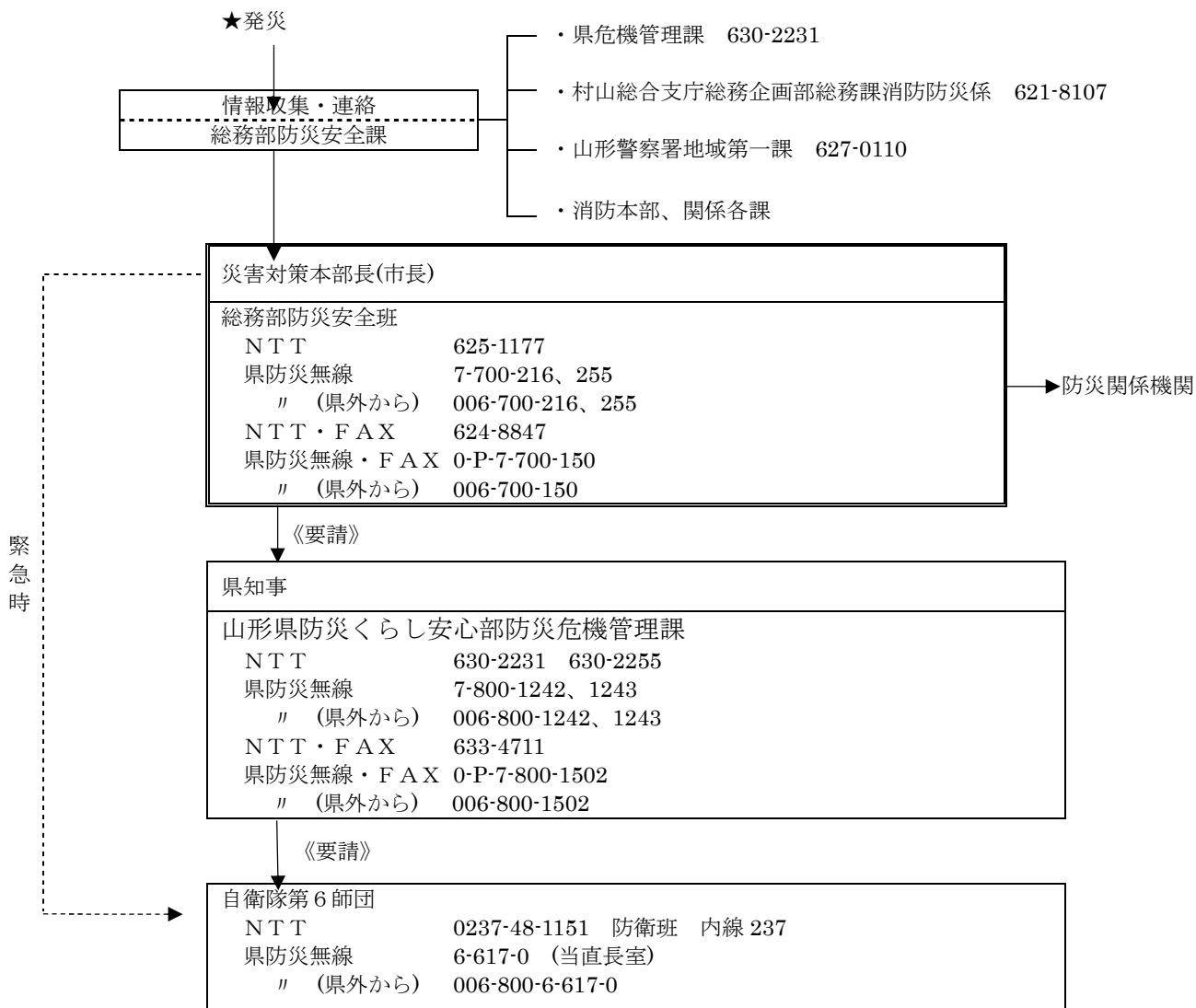
自衛隊に要請しうる業務は、次の応急救援及び応急復旧である。

- 1 被害状況の把握

[令5改]

- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索、救助
- 4 消火活動
- 5 危険物の保安及び除去
- 6 水防活動
- 7 道路、水路の啓開
- 8 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 9 通信の支援
- 10 人員及び物資の緊急輸送
- 11 炊飯及び給水
- 12 その他

第5 派遣要請連絡系統図



[令元改]

第6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由、または直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第32節 災害救助法による救助

本節は、災害救助法が適用された場合において、被災者の応急救助を実施するための計画である。

第1 実施責任者

災害救助法が適用されたときは、応急仮設住宅の供与を除き、知事の委任を受けて市長が救助を実施する。なお、その経費は、「山形県災害救助法施行細則」で定められた範囲内で知事が負担する。

第2 災害救助法の適用

1 基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおりである。（令和2年国勢調査時点）

- (1) 本市域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上あってかつ市内の滅失世帯数が50世帯に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上あって、かつ市内において多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 本市域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
 - ウ 時間的に同時に、又は相接近して二以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が100世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
 - エ 当該災害前に、前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了していないとき。
 - オ その他被害状況が、アからエまでに準ずる場合で救助を要する状態にあるとき

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく破損した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

被害世帯	算定
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1／2世帯
床上浸水、土砂のたい積	1／3世帯

[令元改]

第3 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類は、次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間は別編資料のとおりとする。

- 1 避難所の設置、応急仮設住宅の建設
- 2 炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 学用品の供与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送費及び人夫賃
- 12 実費弁償

第4 災害救助法の適用手続き

災害が発生し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- 1 災害発生時の日時及び場所
- 2 災害の原因
- 3 法の適用を要請する理由
- 4 法の適用を必要とする期間
- 5 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- 6 その他必要な事項

第5 応急救助の実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

- 1 災害対策本部の各部及び各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を総務部防災安全班に報告するものとする。
- 2 防災安全班は、各部及び各班からの報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。

第 3 3 節 義援金品の配分

本節は、市に寄託された義援金品の受付け及び配分を実施するための計画である。

第 1 義援金品の受付

義援金品は、健康福祉部援護班が受付けし、寄託者には受領書を交付する。義援金については、その後会計班に引き継ぎ、義援品については、市担当部課等に引き継ぐものとする。

県や日本赤十字社山形県支部及びその他の団体から義援金品の送付があった場合も、同様とする。

第 2 義援品の配分

義援品については、山形国際交流プラザに一時集積を行い、市担当部課等が作成する生活必需品配分計画と照合のうえ、援護班は、速やかに各市避難所及び市民に配分するものとする。

第 3 義援金の配分

義援金は、被害額が確定した後に、本部長の決定により配分するものとする。

第34節 物的公用負担等の実施

本節は、災害が発生し、又は発生しようとする場合においては、応急措置を緊急に実施する必要がある、施設・土地・家屋または物資を管理・使用若しくは収用するための計画である。

第1 応急公用負担等の権限

1 市長の権限

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 当該区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。(災害対策基本法第64条第1項)
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(災害対策基本法第64条第2項)

2 警察官の権限

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(災害対策基本法第64条第2項)

3 知事による代行

市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。(災害対策基本法第73条)

4 国の機関による代行

市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。(災害対策基本法第78条の2)

第2 損失補償等

市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。(災害対策基本法第82条)

第35節 原子力災害対策

本節は、隣接県にある原子力施設において事故等が発生した際に、市民の被害を最小限に抑えるための応急対策について定めた計画である。

第1 情報収集及び情報伝達

隣接県の原子力施設にて事故が発生し、原災法第15条第1項による原子力緊急事態宣言(注)が発出された場合は、国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する情報収集に努め、市民へ必要な行動を促すため情報伝達を行う。

また、情報伝達にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

注 原子力緊急事態宣言とは、検出された放射線量が異常な水準の放射線の量として政令で定めるもの以上である場合又は原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合に、内閣総理大臣が行う関係区域・事故の概要・居住者等に対し周知すべき事項の公示をいう。

1 市が行う広報及び指示伝達

市は、防災情報メールマガジン、公式フェイスブック、ホームページ等の様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 放射線の状況に関する今後の予測
- (4) 山形市、山形県及び防災関係機関の対策状況
- (5) 屋内退避、避難など市民の取るべき行動及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

2 相談窓口の設置

市は、状況に応じて放射線に関する健康相談、水道水の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に関する必要な相談窓口を設置し、様々な相談・問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

1 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起

市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

[平29改]

2 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本市に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、市民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（注）が発生した場合には、同項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

注 原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。

(1) 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする

ア 緊急速報メール

イ 山形市防災情報メールマガジン

ウ 山形市公式フェイスブック

エ 市ホームページ

オ 山形市防災対策課公式ツイッター

カ 山形市公式LINE

キ Lアラート（災害時情報共有システム）

ク テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

ケ 広報車等による広報

コ 学校、保育所、病院、社会福祉施設その他の特に屋内退避に当たる配慮を要する者を対象とする施設への電話連絡

(3) 市の区域を越えた広域避難を要する場合は、「第9-1節 広域避難計画」のとおりとする。この場合においては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

3 隣県等からの避難者の受入れ

「第30-1節 広域避難者の受入れ」のとおりとする。

第3 原子力災害医療活動等の実施

1 市民の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

2 避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

[令3改]

第4 モニタリングの実施

市は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（注）に基づく防護措置の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線の影響を把握するため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階からモニタリングを行う。

注 O I Lとは、原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。

1 緊急時における空間放射線モニタリング

ア 空間放射線モニタリング

市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階においてモニタリング機器によるモニタリングを開始する。

イ 放射性物質の検査

市は、空間放射線モニタリングの結果及び国の指示等を踏まえながら、水道水の放射性物質の検査等必要な検査を行う。

2 結果の公表

モニタリングの結果については、市のホームページ等により公表を行うとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。

第5 放射性物質対策の実施

1 水道水の摂取制限等の措置

(1) 水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水及び水道原水中の放射性物質濃度の検査結果について水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続すると見込まれる場合は、他の水源への切替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。

(2) 簡易水道、営農飲雑用水、市有施設の井戸水等その他飲用水についても、(1)と同様の対策を行う。

2 浄水汚泥・下水道汚泥

(1) 浄水汚泥又は下水道汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に定める基準値を超えた場合、市民へ周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたいえ、放射性物質汚染対策特措法（平成23年法律第11号）に準じて、処理、輸送、保管及び処分を行う。

(2) 農業集落排水施設の管理者は、汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が放射性物質汚染対策特措法に定める基準値を超えた場合、市民に周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたいえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、処

[平29改]

理、輸送、保管及び処分を行う。

3 廃棄物等の適正な処理

市は、国や県等と連携し、放射性物質に汚染された溶融飛灰等の廃棄物が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

4 市内生産品の摂取及び出荷の制限

国、山形県の実施するモニタリングの結果、市内農林産物等の放射性物質濃度が基準値を超え、国の原子力災害対策本部及び山形県知事から摂取及び出荷制限の指示を受けた場合、関係事業者及び市民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

5 その他

市有施設等について、モニタリングの結果、人体への影響が予想される水準の放射線量が測定された場合、市民に周知するとともに、利用制限や汚染の除去の実施等、必要な措置を講じる。